

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消等請求事件  
国側当事者・国(西脇税務署長)  
平成21年1月30日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	本多 重夫
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	西脇税務署長 村上 晴彦
被告指定代理人	岡本 康博
同	新免 久弘
同	松村 俊雄
同	西 博昭
同	山内 勝
同	渋谷 久美

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

西脇税務署長が平成16年7月9日付けで原告に対してした相続税の更正のうち納付すべき税額603万6900円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定のうち87万9500円を超える部分をそれぞれ取り消す。

第2 事案の概要

本件は、乙(以下「乙」という。)を被相続人とする相続につき、西脇税務署長から、平成16年7月9日付けで相続税の更正及び過少申告加算税賦課決定(以下、前者を「本件更正」、後者を「本件賦課決定」といい、両者を合わせて「本件各処分」と総称する。)を受けた原告が、本件各処分には相続財産及び相続債務に係る事実認定を誤った違法があるとして、本件更正のうち納付すべき税額603万6900円を超える部分及び本件賦課決定のうち87万9500円を超える部分をそれぞれ取り消すことを求めた抗告訴訟である。

第3 前提事実等(事実については、争いのない事実、顕著な事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

- 1 相続税法の規定(乙の死亡により発生した相続に適用される相続税法は、平成13年法律第50号による改正前のものであり、以下において引用する相続税法の規定は、特記しない限りいず

れも上記改正前のものである。)

相続税法1条1号(現行1条の3第1号)は、相続又は遺贈(以下「相続等」という。)により財産を取得した個人で当該財産を取得した当時同法の施行地に住所を有するものは、同法により、相続税を納める義務がある旨規定し、同法2条1項は、同法1条1号に該当する者については、その者が相続等により取得した財産の全部に対し、相続税を課する旨規定する。

相続税法11条は、相続税は、同法1章1節に定めるところにより、相続等により財産を取得した者の被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額(以下「相続税の総額」という。)を計算し、当該総額を基礎としてそれぞれこれらの事由により財産を取得した者に係る相続税額として計算した金額により、課する旨規定する。同法11条の2第1項は、相続等により財産を取得した者が同法1条1号の規定に該当する者である場合においては、その者については、当該相続等により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする旨規定し、同法13条1項は、相続等により財産を取得した者が同法1条1号の規定に該当する者である場合においては、当該相続等により取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から、被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの(公租公課を含む。)(1号)及び被相続人に係る葬式費用(2号)の金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による旨規定し、同法14条1項は、同法13条によりその金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限る旨規定する。

## 2 被相続人及び相続人

(1) 乙は、平成14年1月24日、死亡した(以下、乙の死亡により開始した相続を「本件相続」という。)

訴外丙(以下「丙」という。)は、乙死亡の当時、乙の妻であった。原告、訴外丁(以下「丁」という。)及び訴外戊(以下「戊」という。)は、いずれも乙と丙との間の嫡出子であり、乙は、他に子を設けていなかった。したがって、本件相続における乙の法定相続人は、丙(法定相続分2分の1)並びに原告、丁及び戊(いずれも法定相続分6分の1)であった。なお、上記各人は、いずれも相続税法の適用される地域に住所を有していた(弁論の全趣旨)。

(2) 乙は、昭和30年代後半以降、A株式会社(以下「A」という。)の株式の大部分の実質的権利者であり、死亡の直前まで、Aの代表取締役を務めて経営に当たっていた。なお、B(Bともいう。)はAの役員等で構成されるAの持ち株会であり、C有限会社(以下「C」という。)は、Aの持ち株会社である。また、株式会社D(以下「D」という。)、E株式会社(以下「E」という。)及びF株式会社(以下「F」という。)もAの関連会社であり、乙は、上記3社の株式の大部分の実質的権利者であって、上記3社の経営を支配していた。

## 3 遺言

乙は本件相続につき自筆証書遺言を作成していたところ、上記遺言は、A、E及びFの株式については、戊名義の株式を除き、その余は名義株も含めてすべて丁に相続させる、戊名義の株式は戊に相続させる、その余は法定相続分のとおり相続させるとしていた(乙51)。

## 4 乙の死亡時の財産及び債務等

(1) 乙は、その死亡の当時、別紙1順号②、同⑦ないし⑩及び同⑫ないし⑮に対応する各「財産内容」欄、「単価」欄及び「合計」欄に記載のとおり各財産を有していた。また、乙の死亡により支給された退職手当等は同別紙順号⑩に対応する「財産内容」欄及び「合計」欄に記載のとおりであった。

(2) (1)のほか、乙は、その死亡の当時、乙名義でAの株式13万5000株、Fの株式6000株を有していた。

また、以下の㉞ないし㉟の株式は、乙に帰属していた。

㉞ Aの株式 丁名義のもの14万株、戊名義のもの7万株、G名義のもの4万株、H名義のもの3000株、I名義のもの3万株、J名義のもの3万株、K名義のもの3万株、L（以下「L」という。）名義のもの3万1000株、M名義のもの3万株及びN名義のもの4万0075株

㉟ Eの株式 丁名義のもの4万5000株、戊名義のもの2万7000株、O名義のもの9000株

㊱ D株式 丁名義のもの150株

㊲ Fの株式 P名義のもの2000株、丁名義のもの2000株、戊名義のもの2000株

(3) 乙の死亡の当時、Aの株式のうち9600株、Eの株式のうち4万5000株、Cの出資持分のうち9580口、Fの株式のうち2000株は丙名義であった。

(4) 乙死亡の当時、Aの株式は1株1万1613円相当、Eの株式は1株8809円相当、Dの株式は1株217万5554円相当、Cの出資持分は1口3万6368円相当、Fの株式は1株1834円相当であった。

(5) 乙は、その死亡の当時、別紙1「債務等」欄に対応する「財産内容」欄及び「合計」欄に記載のとおり債務（葬式費用を除く。）を負っていた。また、乙の葬式費用は、1393万2320円であった。

## 5 D及びEから原告名義銀行口座への送金等

### (1) Dからの送金等

平成9年4月7日、Dから原告名義の旧株式会社Q銀行大阪支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件Q口座」という。）に3億5000万円が振込送金され、これについて原告名義の同月4日付け同額の借入申込書（乙23の2）が作成されている。

### (2) Eからの送金等

次のとおり、Eから原告名義の銀行口座に合計4億3000万円が送金され、これらについて原告名義の借入申込書等が作成されている。

ア 平成8年3月26日、Eから原告名義の旧R銀行大阪支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件R口座」という。）に2億円が振込送金され、これについて原告名義の同月22日付け同額の借入申込書（乙26）が作成されている。

イ 平成8年5月27日、Eから原告名義の本件R口座に1億円が振込送金され、これについて原告名義の同月20日付け同額の借入申込書（乙27の1）が作成されている。

ウ 平成8年9月25日、Eから原告名義の本件R口座に8000万円が振込送金され、これについて原告名義の同月17日付け同額の借入申込書（乙28の1）及び原告ほか1名名義の同月18日付け同額の借用証（乙28の3）がそれぞれ作成されている。

エ 平成8年11月29日、Eから原告名義の本件R口座に5000万円が振込送金され、これについて原告名義の同月20日付け同額の借入申込書（乙29の1）及び原告ほか1名名義の同月29日付け同額の借用証（乙29の3）がそれぞれ作成されている。

## 6 本件訴えに至る経緯等

(1) 原告は、本件相続に係る相続税につき、法定申告期限内の平成14年11月26日、丙と

連名で、西脇税務署長に対し、課税価格は3万5000円、納付すべき税額は0円である旨記載した相続税の申告書を提出した。

丁及び戊も、それぞれ本件相続に係る相続税の申告書を作成し、各自、西脇税務署長に対して提出した。

## (2) 相続税の更正等

西脇税務署長は、平成16年7月9日、原告に対し、課税価格を1億9842万4000円、納付すべき税額を1億1813万7900円とする相続税の更正(本件更正)をするとともに、過少申告加算税1769万4500円の賦課決定(本件賦課決定)をした。

## (3) 不服申立て

原告は、平成16年9月8日、西脇税務署長に対し、本件各処分を不服として、全部取消しを求めて異議申立てをしたが、西脇税務署長は、同年12月8日付けで、原告の異議申立てを棄却する旨の決定をした。

原告は、平成17年1月7日、国税不服審判所長に対し、上記決定を不服として、本件各処分の全部取消しを求めて審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成18年2月22日、これを棄却する旨の裁決をした。

## (4) 本件訴え

原告は、平成18年9月8日、本件各処分の全部取消しを求めて本件訴えを提起したが、その後、前記第1記載のとおり請求を減縮する旨の申立てをし、被告はこれに同意した。

## 第4 争点

本件の主たる争点は、以下の2点である。

- 1 乙の死亡の当時、丙名義であった① Aの株式9600株、② Eの株式4万5000株、③ Cの出資持分9580口、④ Fの株式2000株(以下、それぞれ「本件丙名義A株式」、「本件丙名義E株式」、「本件丙名義C持分」、「本件丙名義F株式」といい、「本件丙名義有価証券」と総称する。)は、乙に帰属しており、これらの各有価証券の価額は相続税の課税価格に算入されるべきか。
- 2 乙は、その死亡の当時、① Dに対する3億5000万円の借入金債務ないし保証債務、② Eに対する4億3000万円の借入金債務をそれぞれ負っており、これらは、債務控除(相続税法13条1項1号に基づく相続税の課税価格からの控除をいう。以下同じ。)されるべきか。

## 第5 当事者の主張

### 1 被告の主張

#### (1) 本件丙名義有価証券は乙に帰属していたこと(争点1)

##### ア 株式帰属の認定方法について

他人名義を借用して株式を取得することも通常見られることからすれば、株式帰属の認定は、名義のみならず、株式取得の原資の出損者はだれか、株式取得の意思決定をし、これを管理運用してその収益を得ているのはだれか、これらの者と名義人とはいかなる関係か、なども重要な要素としてとらえ、それらを総合勘案して行われなければならない。上記認定法に従って本件丙名義有価証券について検討するに、① 家族名義を借用した動機、② 株式を取得した経緯、③ 名義変更等に関する手続の状況、④ 株券の管理保管状況、⑤ 配当金の受領等の株主の権利の行使状況に加え、⑥ 本件丙名義有価証券の帰属に関する丙の答述は信用することができないことなどを総合勘案すれば、本件丙名義有価証券は乙に帰属し

ていたと認定することができる。

イ 本件丙名義A株式について

(ア) 乙の供述(乙5)等によれば、以下のとおりと認められる(なお、乙の相続人である丁も、本件丙名義A株式は乙に帰属していたと認識している。)

乙は、昭和33年ころ以降、経営不振に陥っていたAの再建に取り組む一方、昭和37年ころまでにはAの約80パーセントの株式を取得するに至り、昭和39年5月ころ、同社の代表取締役役に就任したところ、当時の商法では、特別の利害関係を有する者は、株主総会の決議において議決権を行使することができないこととされていたことから、乙は、自己のA株式につき親族や信頼できる社員の名義を借りることとした(① 動機)。乙は、当初、専らAの社員の名義を借りていたが、順次、借用する名義を自らの家族名義に変更していったところ、丙名義のAの株式数の推移及び名義上の譲渡人又は譲受人については、別紙2のとおりである(なお、乙は、昭和57年10月1日に昭和56年の商法改正の施行により特別利害関係人の議決権が排除されなくなった後も、親族あるいはAを退職した者等から名義株の返還を受ける際に、新たな名義人として妻である丙名義を借用していた。)(② 取得経緯)。以上の丙名義のA株式に係る一連の株主名義変更の手続には、丙は一切関与せず、乙が、丙の株式についての届出印章(Aの株式は譲渡制限が付され、株主名義変更等に要する書類には、あらかじめ届け出た印章を使用することとなっていた。)を保管し(印章の届出や改印届も乙がした。)、自ら又はLが、必要書類を作成する(丙名義の押印は、乙がその保管する印章を用いてした。)などの所用の手続をしていた(③ 名義変更手続)。そして、丙名義のAの株式に係る株券が発行された際には、乙が、他の名義株に係る株券と一括して自宅の土蔵の中の大型金庫に保管し、全面的に占有管理していた(このことのみでも、本件丙名義A株式の権利者が乙であることは明らかというべきである(旧商法205条2項参照)。なお、上記大型金庫等のダイヤル式鍵の番号について、原告は丙のみ乙から教えられてこれを記載したメモを保管していた旨主張するが、丁も同様のメモを所持しており、丙が特別な扱いをされていたとは到底いえない。)(④ 管理保管状況)。また、丙名義のA株式に係る配当については、乙が、配当金支払通知書や配当金を直接Aから受領して、その領収書に上記届出印章を押印し、また、株主総会の決議における議決権の行使についても、乙が、株主総会の招集通知書を直接Aから受領し、自ら又は担当者に指示して上記届出印章を用いて作成した委任状により行使していたのであって、乙が実質的に株主であることを前提とした処理手続がされていたといえ、丙の関与は一切認められない(⑤ 権利行使の状況)。

(イ) 原告は、丙名義のAの株式は、乙が丙を代理して取得し又は丙に贈与したものであって、他の名義株と同視することができない旨主張し、丙もこれに沿う供述をするが、丙の上記供述は、贈与の時期などの説明がなくあいまいで一貫性もない上、客観的事実とも整合せず、信用性や証拠価値に多大な疑問がある(⑥ 丙の答述の信用性の欠如)。上記原告の主張は、結局、夫婦という関係であったことだけを根拠にするにすぎないから失当である。

(ウ) 以上を総合勘案すれば、本件丙名義A株式は、株式の帰属について前記アの重要要素のいずれの観点からもいわゆる名義株であって、乙に帰属していたことは明らかである。

ウ 本件丙名義C持分について

昭和62年12月1日のCの設立に当たり、乙が所有していたAの株式のうち乙名義の18万5000株及び丙名義の1万8500株が現物出資され、Cは、前者に対して乙名義で6万1420口の出資持分を、後者に対して丙名義で6142口の出資持分をそれぞれ割り当てた（上記丙名義のAの株式が原告に帰属するものであったことについては前記(2)のとおり。）。Cの出資持分は、その後、昭和63年1月14日及び平成元年2月1日の2回にわたる増資の結果、乙名義のものが9万8500口、丙名義のものが9850口となった（乙54、55）。そして、Cの事務担当者であったLの供述（乙53）によれば、丙名義のCの出資持分についての支配権や決定権は乙にあり、Cの取締役会や社員総会の各議事録の丙名義の押印も、乙又はLがしたものであった。加えて、丙も、Cの活動についてはっきり覚えていない、ないし、知らされていなかった旨供述している（乙53）。以上からすれば、丙が出資持分権者の立場からCの設立及び経営に実質的に関与していたと認めることはできない。そうであるとすれば、本件丙名義C出資持分が丙ではなく、乙に帰属していたことは明らかである。

#### エ 本件丙名義E株式について

平成5年3月31日現在で、丙名義のEの株式は2万株であったところ、Eは、平成5年6月ころ及び平成8年7月ころの2回にわたり増資を行い、その結果、丙名義のEの株式は4万5000株となった（乙56）。そして、Eの総務担当取締役であったLの供述によれば、他の名義の株式と同様、丙名義のものについても、Eは、株券を発行した際の株券はすべて乙に渡し、株主総会の招集通知書もすべて乙に渡し、株主総会の決議における議決権の行使は、L又は担当事務員が作成した委任状（丙名義の押印は、乙がその保管する印章を押捺した。）により行っていた。また、上記各増資の際、丙は出損せず、乙が資金を調達したことは、丙自身、自認している（乙45）。

原告は、乙が包括的な授権に基づき、丙に贈与する意図の下に、丙を代理して丙名義のE株式を取得していた旨主張し、丙もこれに沿う供述はするが、贈与の時期等については全く説明せず、贈与税の申告等についてもあいまいであるなど不自然なものであって採用することができない。原告の上記主張は夫婦という関係であったことだけを根拠とするにすぎず、何らの証拠も伴わないものといわざるを得ない。

以上によれば、本件丙名義E株式は、株式の帰属について前記アの重要要素を総合勘案すると、いずれの要素からみても、いわゆる名義株であって、いずれも乙に帰属していたことは明らかである。

#### オ 本件丙名義F株式について

Fの株主名簿（乙57）によれば、昭和46年4月26日にA名義の1000株が丙名義に変更され、その後、平成8年2月23日、増資により丙名義のF株式は2000株となった。そして、Fの監査役（後に取締役に就任した。）であったLの供述（乙47の2）によれば、昭和63年11月期の配当金受領書記載の受領者の氏名の記載は前任のyの筆跡であり、押印は乙が保管していた印章によるものであり、前任のyから、丙を含む株主に関する事務手続は乙管理の下ですべて担当事務者が行うよう引継ぎを受けており、上記事務手続に使用する丙の印章は、他の名義人の印章と同様、乙が管理して自ら押印していたというのである。また、丙自身、Fの株式の取得資金を出損していない旨供述している（乙45）。

原告は、丙名義のFの株式も、乙が丙を代理して丙名義の株式を取得したか、丙に贈与す

る意図の下に丙名義で取得した旨主張し、丙もこれに沿う供述をするが、丙の供述は、贈与の時期等について全く説明を欠く不自然なものであって採用することができない。原告の上記主張は夫婦という関係であったことだけを根拠にするにすぎないから失当である。

以上によれば、本件丙名義F株式の権利者が乙であったことは明らかである。

#### カ 小括

よって、乙の死亡の当時、丙名義であった① Aの株式9600株、② Eの株式4万5000株、③ Cの出資持分9580口、④ Fの株式2000株は、乙に帰属していたから、上記各有価証券の価額は、相続税の課税価格に算入されるべきものである。

(2) 乙は、D及びEに対し、債務を負っており、これらが債務控除されるべきであるとの原告の主張について（争点2）

#### ア Dに対する借入金債務について

前記第3の5(1)のとおり、平成9年4月7日、Dから原告名義の本件Q口座に3億5000万円が振込送金されているところ、原告は、上記の資金移動は乙のDからの借入金であり、乙は、その死亡の当時、Dに対し、3億5000万円の借入金債務を負担していたから、これを債務控除すべきである旨主張する。

しかし、当時のDの代表取締役S（以下「S」という。）の供述（乙59ないし61。作成された各書類等の客観的事実と整合し、具体的かつ自然で一貫しており信用性の高いものである。）及び下記引用の各書証等によれば、原告とDとは、平成7年6月20日付けで、極度額5000万円の継続的極度貸付契約書（甲4）及び同月21日付けで極度額3億円に変更した継続的極度貸付契約書（乙11。原告が自ら実印を押印したものであり成立の真正が推定される。）を作成して極度額3億円の継続的極度貸付契約を締結し、更に平成8年11月22日付けで変更契約書（乙12。原告が自ら実印を押印したものであり成立の真正が推定される。）を作成して極度額を5億円に変更する旨の変更契約を締結しており、上記3億5000万円の振込送金は、上記継続的極度貸付契約に基づく原告のDからの借入れ（別紙3順号11の借入れ）であると認められる。すなわち、原告は、Dから、上記継続的極度貸付契約に基づき、上記借入れ以前に現金授受の方法により同別紙順号1ないし6のと通りの借入れをし、原告名義の本件R口座から出金した6996万4919円により同別紙順号7の返済をし、本件R口座への振込送金の方法により同別紙順号8及び9のと通りの借入れをした後、平成9年度のDの決算書の作成時期に際し、衆議院議員選挙に立候補者した原告が選挙区内に本社事務所のある同社に多額の借金があるということが流布されて誤解を招くことを防止するため、乙の指示により、同表順号16のEから借入れによってDに対する借入れを一度完済し（同別紙順号10の返済）、決算書作成後、再び、Dから従前と同額（元本）の上記同別紙順号11の借入れをして、これを同別紙順号17のEへの返済に充てたものである。なお、上記継続的極度貸付契約に関して作成された書類は、別紙4のとおりであり、現金により貸付けがされた別紙3順号1ないし6の各借入れについては、原告の自署による署名のある領収書（乙13の3、14の3）又は原告の実印による押印のある領収書（乙15の3、16の4、17の3、18の3）が、同別紙順号9の借入れについては原告の自署による署名及び原告の実印による押印のある借入申込書（乙21の1）がそれぞれ作成されている（上記各領収書及び借入申込書はいずれも成立の真正が推定される。）。

原告は、本件R口座は乙が支配していた旨主張し、別紙4の各書類は、いずれも、乙が原

告が預けていた実印を原告に無断で押捺したり、あるいは、原告に白紙に自署させるなどして、偽造したものであるとして、その成立を否認する。しかし、上記口座に係る入出金の状況及び出金の際の払戻請求書等の原告の署名押印の状況等は別紙5のとおりであって、払戻請求書の原告名義の署名の多くは原告又はT（以下「T」という。）の筆跡によるものであり、本人確認手続がされた際には原告の健康保険被保険者証が提示されたこと、Tは、原告の政治活動に関係のある政治団体のうち4団体の代表者又は会計責任者を歴任した原告の秘書兼出納責任者であって、株式会社U（以下「U」という。）及びV株式会社（以下「V」という。）において取締役として原告と一緒に経営に従事するなど、原告と親密な関係にある原告側の人間であり、TがAの顧問となったのも、Sの供述（乙96）によればTが原告の選挙運動において秘書として後援会活動をするに当たりTの収入を補てんすることを目的としたものであったこと（TはE所有のマンションに居住していたことはあったが、これも原告の要請によるものであった。）からすれば、原告が自ら又はTを通じて管理していた口座というべきである。原告は、上記口座の入出金の状況を知らず、Tに尋ねもしなかったなどと、以上に反する主張をするが、原告は平成9年12月に上記口座の使用通帳1通と登録印の返還を受けたこと、D及びEから平成12年4月4日付けで催告を受けたこと等に照らせば、上記主張は不自然であって失当である。また、上記書類の偽造等をいう原告の主張も不自然であって採用することができない。

したがって、Dに対して借入金債務を負っていたのは原告であって、乙がDに対し原告主張の借入金債務を負っていたと認めることはできない。

#### イ Eに対する借入金債務について

前記第3の5(2)アないしエのとおり、Eから、平成8年3月26日に2億円、同年5月27日に1億円、同年9月25日に8000万円、同年11月29日に5000万円がそれぞれ原告名義の本件R口座に振込送金されているところ、原告は、上記の各資金移動はいずれも乙のEからの借入金であり、乙は、その死亡の当時、Eに対し、合計4億3000万円の借入金債務を負担していたから、これを債務控除すべきである旨主張する。

しかし、当時のEの代表取締役Lの供述（乙65。具体的かつ自然で信用性の高いものである。）及び下記引用の各書証等によれば、原告とEは、平成8年3月18日付けで継続的金融取引契約書（乙24）を作成して極度額を3億円とする継続的金融取引契約を締結し、更に同年9月17日付けで変更契約書（乙25）を作成して極度額を5億円に変更する旨の変更契約を締結しており、上記各振込送金及びその後の平成9年3月25日のEから原告名義の本件Q口座への3億5000万円の振込送金は、いずれも上記継続的金融取引契約に基づく原告のEからの借入れ（別紙3順号12ないし16）であると認められる。原告のEからのこれらの借入れに関して作成された書類は別紙4のとおりであり、いずれの借入れについても原告名義の署名押印のある借入申込書が作成されている（いずれも署名は原告の自署であり、押印は原告の実印又は本件R口座の届出印によるものであって、成立の真正が推定される。）。なお、上記各借入金が振込送金された本件R口座が原告が支配するものであることや同別紙順号16の借入れ及び同別紙順号17の返済の経緯は前記アのとおりである。

したがって、Eに対して借入金債務を負っていたのは原告であって、乙がEに対し原告主張の借入金債務を負っていたと認めることはできない。

#### ウ Dに対する保証債務について



原告は、Dの平成9年4月7日の本件Q口座への3億5000万円の振込送金がDの原告に対する貸付けであったとしても、乙は、原告とDとの間の平成7年6月20日付け継続的極度貸付契約書に基づくDの原告に対する貸付けについて同月21日付け誓約書（甲5）により連帯保証しているから、原告のDからの上記3億5000万円の借入金（以下「本件D借入金」）について連帯保証債務を負い、これは相続税の課税価格から控除されるべきであるとも主張する。

ところで、相続税の課税価格の算定上債務控除の対象となる債務は、被相続人の債務で相続開始の際に現に存し、その者の負担に属する金額であることを要する（相続税法13条1項）とともに、确实と認められる債務でなければならない（相続税法14条1項）。そして、この确实と認められる債務とは、当該債務の存在のみならずこれを履行することとなることが确实と認められる債務を意味すると解するのが相当である。そうすると、債務の保証については、主たる債務者が弁済不能であることを要件としており、弁済不能の状態にあるか否かは、一般に主債務者が破産、和議、会社更生法あるいは強制執行等の手続開始を受け、又は事業閉鎖、行方不明、刑の執行等により債務超過の状態が相当期間継続しながら、他からの融資を受ける見込みもなく、再起の目処が立たないなどの事情により事実上債権の回収ができない状況にあることが客観的に認められるか否かで決せられるものである。なお、物上保証人については債務を負担せず責任のみを負担するものであって、相続税法13条、14条の規定により課税価格から控除されるため、すなわち、債務が确实であるといえるためには、履行引受等の債務負担の確定的意思表示が必要とされ、そのような意思表示が認められない事例については、担保差入れにより債務控除の対象となるような保証債務を負担したと解する余地はなく債務控除の適用は否定されるべきである。

以上を前提に検討するに、本件D借入金は、原告とDとの平成7年6月21日付け継続的極度貸付契約書（乙11）又は平成8年11月22日付け変更契約書（乙12）に基づくものである。そして、連帯保証人として乙が署名した平成7年6月21日付け誓約書（甲5）は、同月20日付け貸付極度額5000万円の継続的極度貸付契約書（甲4）を前提とするものであって、その後、同月21日付け貸付極度額3億円の継続的極度貸付契約書が作成された後に新たな誓約書が差し入れられた事実はなく、かえって乙により本件D借入金及び前記原告のEからの借入金（以下「本件E借入金」といい、本件D借入金と併せて「本件各借入金」という。）についてAの株式10万1780株が差し入れられたことからすれば、上記誓約書による保証は、同月20日付け継続的極度貸付契約書に係る継続的極度貸付契約にのみ効力を有するものであり、乙が本件D借入金の連帯保証人であったということとはできない。乙は、上記各借入金につき物上保証人の地位にあったにすぎず、上記Aの株式を売却又は処分することにより上記各借入金を返済する意思を有していたことをうかがわせる証拠はない上、債務者である原告が平成17年に本件各借入金に関する貸金返還請求事件をD及びEから提訴されていることに照らすと、上記Aの株式について担保権が実行されるかどうかは確定的ではなく、相続開始日現在において乙が上記Aの株式を売却又は処分すべき義務をD及びEに対し確定的に負担していたとはいえない。また、そもそも、原告には、本件相続の開始の前後を通じて安定した収入があり、相続開始日現在において、弁済不能の状態にあったとは認められないし、原告の本件D借入金及びE借入金は時効消滅しているのである（上記貸金返還請求事件判決（乙58）参照）。

以上によれば、乙が本件D借入金債務につき乙が保証債務その他の原告に代わって弁済すべき債務を負っていたと認めることはできないし、仮に何らかの債務があったとしても、相続税法14条にいう確実と認められるものであったと認めることはできないというべきである。

(3) 結論（課税価格及び納付すべき税額）

以上によれば、本件相続において、課税価格（相続税法11条の2）に算入されるべき相続財産は、別紙1順号①ないし⑮の「財産内容」欄、「単価」欄及び「合計」欄に記載のとおりであって、これらの財産の乙死亡時（相続開始時）における時価の合計（ただし、相続税法3条1項2号の規定に基づき相続により取得したみなされる財産（退職手当金等）については同法12条1項6号の規定により相続税の課税価格に算入しないこととされるものの価額（退職手当金等の非課税限度額）を控除。）は103億6650万8864円である。そして、上記各財産のうち、原告が取得した財産は、上記各順号に対応する同別紙「原告」欄記載のとおりであり、これらの財産の相続開始時における時価の合計は2億1948万7681円である。

本件相続において、相続税法13条1項に基づき、課税価格から控除されるべき相続債務及び乙に係る葬式費用は合計1億2637万9320円であり、これらのうち原告の負担に属する部分は合計2106万3220円である。

そうすると、本件相続に係る課税価格の合計額は102億4012万8000円であり、原告の相続税の課税価格は1億9842万4000円となる。

したがって、別紙6のとおり、本件相続に係る相続税額の総額は60億9678万3200円であり、原告が納付すべき相続税額は1億1813万7900円となる。

よって、上記納付すべき相続税額と同額を納付すべき税額とする本件更正は適法であり、上記納付すべき相続税額と原告が当初申告した納付すべき税額（0円）を基礎に別紙7のとおり計算した過少申告加算税の税額は1769万4500円であるから、これと同額の過少申告加算税を付加する本件賦課決定も適法である。

2 原告の主張

(1) 本件丙名義有価証券が乙に帰属していたとの被告の主張について（争点1）

ア 本件丙名義A株式について

被告は、本件丙名義A株式は、他の乙の家族等の名義のものと同様、乙の名義株であった旨主張する。

しかし、乙は、昭和42年ころ、丙に対し、「おまえにも、株をやるから徐々に増やしていけばよい。」旨言って、その後、丙から包括的な授権を受けて丙を代理してAの株式を取得し、あるいは、丙名義でAの株式を取得して丙に贈与したのであって（したがって、丙が本件丙名義A株式の取得につき取得原資を出損していないのは当然である。）、本件丙名義A株式は、丙に帰属していたものであり、乙の名義株ではなく、乙はこれらの権利者ではなかった。なお、丙は、専業主婦で蓄財の知識にも欠け、夫であるやり手の乙にすべてを任せっきりにして株式取得の状況や株式受贈の状況に関し、いちいち、個別具体的に認識することなく、「何しろ夫婦ですから、主人に任せていけばいいと思い、いちいち細かな手続を気にしておらず、主人が私のために株を取得して増やしてくれているとだけ認識していた。」ものである。

丙名義のAの株式が、他の乙の家族等の名義のものとは異なり、名義株として乙に帰属す

るものでなかったことは、乙がAの株式を社員名義で取得するようになった昭和33年ないし36年当時、丙の名義を使用することに何の支障もなかったのに、初めて丙名義のAの株式が取得されたのは、原告が高校生になって乙が名義株に原告名義を使用するようになった後の昭和42年であること、上記特別利害関係人の議決権の制限が廃止された昭和56年以降も丙名義のAの株式が増加していること、乙が昭和62年10月ころ、相続税を軽減化するため、有限会社（C）を設立するに当たり、丙に「2人の会社だから、おまえもそれくらい出しておけ。」と言い、乙と丙は、10対1の割合で各自のAの株式を現物出資したこと、乙は、本件丙名義A株式及び他の名義株を、丙と2人で同居する自宅の土蔵内に設置した大型金庫に入れて保管し、丙にのみ、上記土蔵及び大型金庫の各ダイヤル式鍵の番号を教え、丙はこれをメモした用紙を大切に保管してきたことから明らかである（配当金の受領について丙名義の株の扱いが表面上、上記の名義株と同様であったことを根拠に丙名義の株式も名義株であるとするのは丙の妻としての立場を看過するものである。）。

なお、丁は、本件丙名義有価証券も乙の名義株であった旨供述するが、丁は、その年齢に照らし本件丙名義有価証券が存在するに至った経緯を十分認識していないというべきである上、丁自身、乙の死後、丙をC有限会社の社員として取り扱っている（甲15）。

#### イ 本件丙名義C出資持分

被告は、本件丙名義C出資持分は、乙に帰属していた旨主張するが、前記アのとおり、本件丙名義C出資持分は、丙が自己の所有するAの株式を現実出資して取得したものであるから、丙に帰属し、乙に帰属するものではなかったことは明らかである。

#### ウ 本件丙名義F株式及び本件丙名義E株式

被告は、本件丙名義F株式及び本件丙名義E株式も、乙の名義株であって、乙に帰属していた旨主張するが、本件丙名義F株式及び本件丙名義E株式は、本件丙名義A株式と同様、乙が丙から包括的な授権を受けて丙を代理して取得し、あるいは、丙名義で取得して丙に贈与したものであって、丙に帰属し、乙に帰属するものではなかった。

(2) 乙は、D及びEに対し、債務を負っており、これらが債務控除されるべきであること（争点2）

#### ア Dに対する借入金債務

(ア) 乙は、平成9年4月7日、Dから、前記第3の5(1)のとおり本件Q口座に3億5000万円の振込送金を受けて、3億5000万円をDから借り入れた。

本件Q口座は、平成6年11月、乙が、原告が、平成6年ころ、衆議院議員総選挙に立候補する意向を固めたことを了承して、自己が差配し管理する枠内において乙が判断した先にいわば金をばらまくことにより原告に対し経済的援助をすることを決め、上記の経済的援助やA及び関連会社間の資金調節（表立ってすることがはばかれる用途に供する原資の確保）のために、原告名義で開設したものである。乙は、本件Q口座の届出印を自らの手元に置き、その預金通帳は部下のLに保管させ、必要の都度、原告の承諾を一切取ることなく、現金払戻請求書に登録印を押印し、L等の部下に出金させて乙が原告のために有用と判断した支払先に対する振込入金や乙自身の用途に充て、また、上記口座からDやEに対する借入債務の利息の支払に充てていた。本件Q口座は、以上のとおり、乙が管理していたものであって、原告は、当時、上記口座の存在について知らず、本件Q口座に対する上記3億5000万円の振込送金により、同額の金員ないしこれと同一の経済的利益

を取得したのは原告ではなく乙である。そして、Dには乙に3億5000万円を贈与する理由はないから、乙は上記3億5000万円をDから借り入れたというべきである。なお、上記借入金について平成9年4月4日付け借入申込書（乙23の1）及び同月7日付け担保差入証（乙79）が作成されているが、いずれも後記（イ）のとおり、偽造文書である。（イ） 被告は、平成7年6月21日以降、原告がDから継続的に借入れをしており、前記（ア）のDから本件Q口座への振込送金も原告の借入れである旨主張する。

確かに、原告は、乙から「Dから選挙運動のための政治資金を貸し付けてやる。」旨言われ、平成7年6月20日、Dとの間で、極度額5000万円の継続的極度貸付契約を締結し（甲4）、同月21日、これに基づきDに対し4300万円の借入れを申し込み（甲6の1）、同月23日、乙から現金4300万円の交付を受けて（甲6の2）これを借入れ、用意されていた誓約書（甲5）に押印した。しかし、原告は、上記4300万円の借入れの際、「まだ、枠が残っているから、また貸してやるわ。面倒なんで、先に領収書渡しといてくれ。」との乙の指示に従い、Dあての白紙の領収書1、2枚に住所氏名を手書きして乙に交付し（なお、これらの領収書が被告提出のDに対する原告名義の領収書の偽造に使用されたと推測される。）、さらに、平成8年11月ころ、「5000万円の枠が一杯なんで、枠を増やしたい方がええやろ。」などと一方的に言われて変更契約書（乙12）に自署したが、原告はDから再び貸付けを受けることはなかったのであって、上記4300万円以外の借入れに係る借入申込書、領収書や担保差入証に署名や押印をしたことはなく、原告名義のAの株式を担保として差し入れる旨の担保差入証に署名押印したこともない。また、原告は、平成7年6月21日付けの極度額3億円の極度貸付契約書に署名押印したこともない。被告主張のDに対する原告の借入れに係る関係書類には原告の実印を用いて作成されたものもあるが、乙は、平成6年ころ以降、「国会議員になるんだったら、ややこしい書面に判を付いたりしていると、後で致命傷になるから、俺が、おまえの実印を管理しておく。」旨述べて、原告の実印を原告から預かって保管管理していたのであって、原告の実印が押印されていたからといって原告の意思に基づいて作成されたものとはいえない（Sは、上記各領収書には、Tに実印を押印してもらい、印鑑証明書を交付してもらった旨供述するが、そうであれば借入申込書にも実印を押印させるのが自然であるし、そもそもSには原告からの責任追及にさらされたくないとの虚偽供述の動機があるのであって信用することができない。また、原告名義のAの株式は、乙に帰属するものであることをA関係者はもとよりD及びE関係者もよく承知していたのであるから、これを担保として原告名義のAの株式を差し入れる旨の担保差入証に原告に実印を押印させる労を取っていたというのはいかにも不自然かつ迂遠であって、乙が原告の実印を保管していたことを裏付けるものである。）。

また、Dは、平成8年9月18日及び同年11月26日、原告名義の本件R口座に振込送金している。しかし、原告は、当時使用していなかった上記口座の通帳及び届出印を、上記継続的極度貸付契約のころ、乙の求めに応じて乙に手渡した。以後、上記口座は、乙が、DあるいはEから金員を借り入れて上記口座に振込送金を受け、原告に相談することもなく、T（Tは、乙が実権を握るDの顧問に採用され、Aの社宅高級マンションに起居して乙の個人的問題や経済的活動をサポートし、乙の個人秘書的な役割を担っていた人物であり、原告の選挙運動の監視や乙の原告に対する連絡の伝達などもしていた。）やLな

ど自己の部下に出金させ、乙が原告の選挙活動に有用だと判断した先に対して振込送金させたり、関係会社間の資金移動をさせるなどして支配管理してきたものである（判明している用途はTが代表を務める政治団体やT本人等であって原告に関連するものはない。）。そして、原告は、選挙活動に忙殺され、本件R口座がどのように利用されているか関心もなかったため、上記口座の入出金の内容を知らず、Tに尋ねることもなかった。これに反し、被告は、乙は、本件Q口座は、原告の意思と無関係にLを使って管理していたが、本件R口座は、原告の了承を得つつTに入出金を担当させていた旨主張するが、いかにも不自然で整合性を欠く。以上によれば、本件R口座に対する振込送金は原告に対する貸付けを意味するものではない。なお、上記口座の入出金伝票の筆跡は、いずれもT、L又は原告の知らない筆跡であって原告のものではない。平成8年11月28日のものと同月29日のものは原告の筆跡と酷似しているが、上記両日、原告は東京に出張中であって払戻しに全く関与していない。また、同年3月29日及び同年11月28日の本件R口座からの出金の際の本人確認手続では、原告の健康保険被保険者証が使用され、同月29日の出金の際の払戻請求書の銀行使用欄には本人様依頼とあるが、原告は、乙から指示されて乙に健康保険被保険者証を預けたりその写しを交付したことがあり、これらが上記口座からの出金の際に使用されたものと推察されるのであって、被告主張のように同月29日の出金を原資として同年4月1日にDに対し元本5900万円及び利息の返済がされたとしても、これが乙が行かせたものであって、原告の意思に基づくものではないことは、原告が以後、利息の支払すらしようとしていないことから明らかである。

イ Eに対する借入金債務について

(ア) 乙は、Eから、別紙3順号12ないし15に対応する各「借入実行日」欄記載の日に、本件R口座に上記各順号に対応する同各「借入金額」欄記載の金額の振込送金を受けて、これらをそれぞれ借り入れた。乙は、更に平成9年3月26日に本件Q口座に3億5000万円の振込送金を受けてこれを借り入れ（同別紙順号16）、同日、本件Q口座（前記アのとおり乙が管理していた。）から3億5120万円をDの銀行口座に振込送金して前記アのDからの借入れのうち元本3億5000万円及び利息を一度返済した後、同年4月7日、再びDから本件Q口座に3億5000万円の振込送金を受けてこれを借り入れ、同日、本件Q口座からEの銀行口座に3億5021万8150円を振込送金してEからの借入れのうち元本3億5000万円及び利息を返済した（同別紙順号17）。以上の結果、乙は、死亡の当時、Eに対し、4億3000万円の借入金債務を負っていた。

(イ) 被告は、前記(ア)の各振込送金は、Eの原告に対する貸付けである旨主張する。そして、原告は、平成8年3月ころ、乙から、「金が必要になれば、Eの方からも貸してやることもできるから、とりあえず、署名しといてくれ。」などと指示されてEとの間の継続的金融取引契約書（乙24）に自署したが（押印は乙又はその部下が本件R口座の登録印によりした。）、上記契約書所定の担保提供や誓約書の差し入れもしておらず、Eに対して借入申込書を作成して借入れの申込みをしたことも、担保差入証を作成したこともない。また、原告は、Eとの間の消費貸借契約書やこれに係る借入申込書に署名押印したこともない。なお、原告は、同年9月中旬、Tに対し、右下部分に自署したA4のコピー用紙10枚くらいを交付したことがあり、被告が真正に成立した旨主張する借入申込書、担保差入書や消費貸借契約書は、上記用紙を利用して偽造されたものと推測される。

#### ウ Dに対する保証債務について

仮に、原告とDとの間の継続的極度貸付契約が極度額を3億円、さらには5億とする契約に切り替えられ、平成9年4月4日にDが本件Q口座に振込送金した3億5000万円が上記契約に基づく原告のDに対する債務であったとしても、乙は原告とDとの間の当初の極度額を5000万円とする契約につき連帯保証しており（甲5）、上記の各切替えは、乙も承知の上でのものであるから、乙は、死亡の当時、原告の上記3億5000万円の借入金債務の保証債務を負担していた。そして、原告は、乙の死亡の当時、上記借入金債務の返済の意思も資力もなく、乙がDに対して上記借入金債務を弁済して原告に対して求償しても、原告はこれに応じることはできなかったのである。

そうである以上、上記の保証債務は、相続税の課税価格から控除されるべき相続債務であったというべきである。

エ 以上のとおり、乙は、その死亡の当時、Dに対し3億5000万円の借入金債務又は保証債務を負い、Eに対し元本4億3000万円の借入金債務を負っていた（このことは、乙が「個人所得借入金8億円」と記載された自筆メモを残していることから裏付けられる。）。したがって、本件相続に係る各相続人の相続税の課税価格からは、上記各借入金の各相続人の負担分が控除されなければならない。

### 第6 当裁判所の判断

#### 1 本件丙名義有価証券の権利者（争点1）について

(1) 前記前提事実等に加え、甲11ないし16、18、乙1ないし10、41ないし57及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

##### ア 乙の親戚、子及び社員名義によるAの名義株について

(ア) 乙は、国会議員の秘書を務めるなどした後、昭和33年ころ以降、A（ただし当時の社名は異なった。）の経営再建に取り組み、昭和37年ころには、Aの発行済株式の7割ないし8割を取得し、昭和39年、Aの代表取締役社長に就任した。

昭和56年法律第74号による改正前の商法は、239条5項（以下「昭和56年改正前の商法239条5項」という。）において、総会の決議につき特別の利害関係を有する者は議決権を行使することを得ずと規定していたところ、乙は、株式を自己名義で保有していると、上記規定により総会の決議における議決権の行使の制限を受け、自らに不利益な総会の議決がされるおそれがあると考え、その取得したAの株式について、親戚や信頼することができる従業員等の名義を借りてその名義を書き換え（いわゆる名義株）、あるいは、上記のような者に対し乙が求めたときは何時でも買い戻すことができるとの約定でこれを譲渡した。乙は、当初は、名義株に妻や子の名義を用いていなかったが、従業員等の名義を用いると、当該従業員等が死亡又は退職した際に問題が生じ得ること、当該従業員等自身が実質的にも株式を有している場合に処理が面倒であることなどから、従業員等の名義を借りた名義株を減らしていくこととし、昭和38年以降、子らの名義も用いるようになった。なお、昭和56年10月1日に昭和56年法律第74号が施行されて商法239条5項が削除された後も、名義株のほとんどは乙の名義に書き換えられることはなく、原告との後記の紛争を契機に、平成11年3月31日付けで原告名義の名義株の名義が書き換えられた際も、従業員等5名の名義を借りて名義書換がされた。

(イ) 乙は、前記(ア)の名義株の名義の書換えについて、関係の遠い者については名義を借

りる旨告げる程度で、各名義人の承諾を得ておらず、各名義人ごとに、Aの株式取扱規程（乙4）の規定に従い名義書換等の際に用いるべき印章として届け出て保管管理していた印章を用いて名義書換申請書等を作成し、名義を書き換えていた。

(ウ) 前記(ア)の名義株の株券は、乙が所持しており、乙は、丙とともに兵庫県宝塚市所在の住宅に転居した後は、同所の土蔵内の大型金庫に入れて保管していた。なお、乙以外の者に帰属するAの株式に係る株券はAの社屋内で保管されていた。

(エ) 乙は、前記(ア)の名義株につき、まとめてAから株主総会招集通知書を受領し、前記(イ)の届出印章等を用いて株主総会の議決権行使に係る委任状を作成していた（乙以外の者に帰属する株式に係る株主総会招集通知書は、特段の要望がなければ各権利者あてに発送され、これらに係る株主総会の決議についての委任状は、各権利者が作成していた。）。また、乙は、上記名義株につき、まとめてAから配当金支払通知書を受領して配当金の支払を受け、前記(イ)の届出印章等を用いて作成した領収書をAに交付していた（乙以外の者に帰属する株式に係る配当金通知書は各権利者あてに送付され、配当金は各権利者に振込送金等の方法により支払われていた。）。ただし、税務上は、前記(ア)の名義株の各名義人がその名義株に係る配当金を受領したこととして処理されていた。なお、乙は、各名義人に対し、おおむね各名義人の名義株に係る配当金相当額を各名義人に「小遣い」あるいは「世話になっているから」などとして交付していた。

(オ) 前記(ア)の名義株のうち13万1000株は、昭和56年3月ころまでに原告名義とされていたところ、原告は、平成2年3月ころ、これらの株式が原告に帰属する旨主張して訴訟を提起したが、平成4年、当該訴えを取り下げた。ところが、原告は、平成11年初めころ、A及び乙を被告として、これらの株式が原告に帰属することの確認及びその株券の引渡し等を求める訴訟（以下「別件株券引渡等請求訴訟」という。）を提起した。そのため、乙は、同年3月31日、上記原告名義の株式13万1000株の名義を原告からAの従業員等5名の名義に書き換えた。なお、別件株券引渡等請求訴訟については、第1審においても控訴審においても、上記13万1000株が原告に帰属しているとは認められないとして、原告敗訴の判決がされた。

#### イ 丙名義のAの株式について

(ア) 最初の丙名義のAの株式は、昭和42年4月1日にg名義の株式の名義が丙名義に書き換えられたものであり、以後、丙名義の株式は、増資又は名義書き換え等により、別紙2のとおりに移し、乙が死亡した当時は、9600株であった。以上の丙名義の株式の取得に際し、贈与税の申告がされたことはなかった。なお、④及び⑤から丙への名義変更は、両名の退職より相当以前にされた。

(イ) 丙名義のAの株式についての届出印章は、乙が届出手続や改印手続をした上で保管管理し、丙は一切関与していない。そして、乙は、以上の名義の書換えを、乙自らあるいはAの担当社員に指示して起案した株式名義書換請求書に、乙が丙の届出印章を押印し、Aに提出していた。

(ウ) 丙名義のAの株式に係る株券は、乙が、自己名義の株式及び名義株に係る株券とともに保管管理しており、乙は、兵庫県宝塚市所在の住宅に転居した後は、丙名義のAの株式を、前記(ア)の名義株と一括して前記(ア)の土蔵内の金庫に入れていた。上記住宅には、丙も同居し、上記土蔵の鍵は、乙及び丙が1つずつ所持し、また、丙は、乙から上記大型金庫

のダイヤル錠の開け方を聞いてこれを記載したメモ（甲13）を所持していた。丙は、上記大型金庫内に株券が入っているところを見たことがあったが、自分の株券を個別に取り出して見たことはなかった。

(エ) 乙は、Aから丙名義のAの株式に係る株主総会招集通知書を受領して、上記届出印章等を用いて株主総会の決議における議決権行使に係る委任状を作成し、Aに提出していた（丙がAの株主総会に参加したことはなく、上記委任状の作成に関与したこともなかった。）。また、乙は、Aから丙名義の株式に係る配当金支払通知書を受領して配当金の支払を受け、上記届出印章等を用いて作成した領収書をAに交付していた。なお、乙は、上記のように受領した丙名義の株式に係る配当金相当額を丙が管理する銀行口座に振り込むか現金で交付しており、丙は、自己名義の株式に係る配当金が支払われた際には、これに相当する額を乙から受領することができるものと認識していた。

ウ Cの出資持分について

(ア) 乙は、同人の死亡による相続に係る相続税の節税対策のため、昭和62年ころ、有限会社を設立してこれにAの株式を保有させることを決め（これについての話し合いには、丙も参加したことがあった。）、昭和62年12月1日、Cを設立した。

Cの設立に当たっては、乙名義のAの株式18万5000株及び丙名義のAの株式1万8500株が出資され、それぞれ出資持分6万1420口及び6142口が割り当てられた。その後、昭和63年1月14日（乙名義2万9880口、丙名義2988口）及び平成元年2月1日（乙名義4500口、丙名義450口）にそれぞれ増資が行われ、丙の出資持分は9580口となり、以後、乙死亡時まで変動はなかった。以上の現物出資及び増資に係る手続は、乙又はその指示を受けた者がし、丙は関与しなかった。なお、昭和63年3月1日に2万7500株、平成元年3月1日に9000株の丙名義のAの丙名義の株式がCに名義変更された。

(イ) Cでは、取締役は社員の中から選任し、取締役の互選によって社長1名を選任しこれを代表取締役とすることとされており（C定款（甲14））、設立当初の取締役は乙及び丙、代表取締役社長は丙とされていたが、Cは、乙が死亡するまで、社員総会の招集通知や決議に係る委任状は作成されておらず、社員総会及び取締役会の各議事録の作成に必要な代表取締役や各社員ないし各取締役の押印については、乙又は乙の指示を受けた担当事務者がその保管管理していた印章を押印していた。丙のCの経営への関与は、乙の指示を受けて実際の事務に当たっていた社員から、以上のように作成された社員総会議事録等に基づく事業報告や決算報告を事後的に聞く程度であった。

(ウ) 乙は、丁との間で、乙名義のCの出資持分を丁に贈与する旨の平成2年8月31日の確定日付が付された贈与契約書を作成するとともに、同日ころ、上記契約書記載の贈与に係る承認及び丁の代表取締役の選任を決議した旨の社員総会議事録が作成され、株式台帳に出資持分が移転した旨の記載がされた。もともとCの定款は改められず、贈与税の申告もされなかった。なお、丙は上記の譲渡の承認決議及び代表取締役の選任決議がされたことを知らなかった。

(エ) C（代表取締役丁）は、丙に対し、平成15年1月、平成17年1月及び平成18年1月の各社員総会の招集の通知を送った。

エ Eの株式について



(ア) 丙名義のEの株式は、平成5年3月31日現在で、2万株であったところ、同年6月ころに1万株、平成8年7月ころに1万5000株の増資がされ、4万5000株になった。

(イ) Eの株主名簿に登載された株主は、平成5年3月31日以降、丙、丁、戊その夫のOの4名であったところ、乙は、Eが株式につき株券を発行した際には、丙名義の株式に係るものも含め、すべての株券をEから受領して所持していた。

(ウ) 乙は、Eから丙名義の株式に係るものも含め、すべての株式に係る株主総会招集通知書を受領して、自らが保管管理していた印章を用いて株主総会の議決権行使に係る委任状を作成し、Eに提出していた。また、乙は、Eから丙名義の株式に係るものも含め、すべての株式に係る配当金を受領し、各名義人ごとに自らが保管管理していた印章を用いて配当金受領証を作成し、Eに交付していた。ただし、税務上は、各名義人がその名義の株式に係る配当金を受領したこととして処理されていた。

#### オ Fの株式について

(ア) Fの昭和46年3月13日当時の株主名簿上の株主名義人は、乙(3000株)、W(500株)、X(500株)、Y(500株)、Z(500株)、P(500株)、a(500株)及び原告(4000株)であったところ、同年4月26日、W、X、Y、Z、P及びa名義の各500株並びに原告名義の3000株が、A名義(3000株)並びに丙、丁及び戊名義(各1000株)に名義が変更された。そして、丙名義の株式は、平成8年2月23日の増資により、2000株となった。

(イ) Fにおいては、株主総会の招集通知、株主総会の決議における委任状の作成、配当金の支払等の株主に関する事務手続は、乙の管理下ですべて同社の事務担当者がすることとなっており、配当金は、丙名義の株式に係るものも含め、一括して乙に交付し、配当金受領書等の株主の署名ないし押印を得るべき文書は、各名義人ごとに乙ないし担当事務者が起案して乙が保管していた印章を押印して作成していた。

## (2) 検討

### ア 本件丙名義A株式について

前記(1)に認定したところによれば、乙は、Aの経営再建に取り組む過程で同社の発行済み株式の7割ないし8割を取得するとともに代表取締役社長に就任してその経営権を掌握するに至ったものであるが、昭和56年改正前の商法の下において同社に対する支配経営権を維持確保するため、取得した同社の株式の名義を親戚や信頼することができる従業員等の名義に換えていったこと、乙は、これらのいわゆる名義株に係る名義人として、当初は妻や子らの名義を用いていなかったが、その後、従業員等の名義を減らす方針の下に、昭和38年ころから乙の子らの名義を用いるようになり、妻の丙名義については、昭和42年4月1日に6000株について用いたのを始めとして、その後、昭和62年にかけて別紙2記載のとおり徐々にその数を増やし、同年11月25日時点で合計4万6500株に達したが、同日から平成元年3月1日にかけて、Aの持株会社として設立されたCに合計3万6500株が名義変更されるなどして、平成2年11月26日以降9600株となって現在に至っていること、これらの丙名義の株式の取得について丙自身が自らその原資を拠出した形跡はないこと、丙名義を含むこれらのいわゆる名義株について、名義書換手続、配当金交付手続及び株主総会関係手続等はすべて乙においてその保管管理に係る印章を用いて関係書類を作成

するなどして行っていたほか（もつとも、配当金相当額は各名義人に交付されていた。）、その株券をまとめて自宅の金庫内に保管しており、これらの取扱いについて丙名義の株式（本件丙名義A株式）とその余の名義株との間で差異は見いだせないこと、以上のとおりのことができる。

以上に加えて、かつて原告名義とされていた株式についても、別件株券引渡等請求訴訟において当該株式が原告に帰属しているとは認められないとして原告敗訴の判決がされていること、丙が上記期間を通じていわゆる専業主婦でありAの経営等に関与することがなかったことなどをも併せ考えると、本件丙名義A株式についても、他の名義株と同様に、乙に帰属していたものとみるのが合理的かつ自然であって、本件丙名義A株式についてのみ丙に対する贈与等による権利の帰属を認めるのは困難というべきである。

原告は、丙は、本件丙名義A株式について、乙の名義株であったものについては、乙が名義書換により順次丙に対して贈与し、新株及び乙の名義株ではなかった株式については、必要な出資金ないし売買代金を出損して、丙を包括的に代理してこれらを取得したか、あるいは、乙が取得した上で丙に贈与したとの趣旨と解される主張をし、これに沿う丙の陳述書（甲11）や供述調書（乙52）が提出されている。しかし、上記陳述書及び供述調書における丙の陳述等は、丙名義の株式に係る名義変更の経緯等についての具体的な事情についてあいまいで不正確なところが少なくないことに加えて、前記のとおり、乙が名義株の形式で多数の株式を保有しており、これらの取扱いと丙名義の株式の取扱いとで異なるところがなかったなど前記認定の事実関係の下では、乙が丙名義の株式のみ名義株ではなく丙に帰属するものと認識して特別に扱っていたと認めるのは困難であること、丙は株主総会に出席するなど株主としての活動をしたことはなく乙を介して自己名義の株式に係る配当金相当額を受領していたにとどまり、丙が株式の名義書換や増資の際に出損をしたと認めるに足りる証拠もない（昭和48年2月26日のh名義からの名義変更の際には、hに対し、丙名義の銀行口座から引き出された資金により対価が支払われたことがうかがわれるが、上記口座の管理者が丙であって上記支払が丙の出損によるものであったと認めるに足りる証拠はない。）ことからすれば、上記陳述書及び供述調書の記載を直ちに採用して本件丙名義A株式が丙に帰属していたと認めることはできない。なお、丙が本件丙名義A株式に係る株券が保管されていた大型金庫が設置されていた土蔵の鍵及び上記大型金庫の開け方を記載したメモを所持していた事実は前記認定のとおりであるが、当該事実から直ちに丙が乙とともに上記大型金庫内の株券を占有保管していたということはできないから、本件丙名義A株式が乙に帰属していたことを否定するに足りないというべきである。以上によれば、本件丙名義A株式は本件相続開始当時乙に帰属していたと認められるのであって、原告の前記主張を採用することはできず、他にこの認定を左右するに足りる証拠はない。上記原告の主張を採用することはできない。

#### イ 本件丙名義C出資持分について

前記(1)によれば、C設立時の丙名義のCの出資持分は、乙が丙名義で保有していたAの株式による現物出資に対して割り当てられたものであり、その後の増資に係る丙名義の出資持分についても丙がその資金を拠出したと認めるに足りる証拠はなく、かえって乙が丙名義で保有するAの株式を出資したことがうかがわれること、Cにおいては社員総会の招集通知や議決権の行使のための委任状は作成されておらず、社員総会及び取締役会の各議事録に必

要な代表取締役や各社員ないし各取締役の押印も、乙又は乙の指示を受けた担当事務者がその保管管理していた印章を使用して行っていたこと、丙は、Cの設立当初、社員の中から選任される取締役が互選することとされている代表取締役に就任しているが、その経営にはほとんど関与していなかったことが認められる。

以上からすれば、乙は自己が保有する株式等の資産を出資して丙名義でCの出資持分を取得し、これについての社員としての権限を行使してきたということが出来るから、乙の死亡の当時、本件丙名義C出資持分は、乙に帰属していたものと認められる。

原告は、本件丙名義C出資持分は丙に帰属していた旨主張し、これに沿う丙の陳述書及び供述調書が提出されている。しかし、丙名義の出資持分に係るものとしてCに出資された丙名義のAの株式の権利者は乙であり、その余の丙名義の出資持分に係る出資も乙が支出したことに加え、丙が丙名義のCの出資持分に係る社員としての権利の行使にもCの経営にもほとんど関与していないことは、前記認定のとおりであるから、上記陳述書等及び供述調書の記載を直ちに採用して本件丙名義C出資持分が丙に帰属していたものと認めることはできない。もっとも、前記認定事実によれば、乙の死亡後、Cは丙を社員として扱っている様子が見られるものの、前記第3の3の遺言によれば、丙は、乙の相続人として、Cの乙の出資持分をその法定相続分に応じて取得することとなるから、本件丙名義C出資持分が被相続人である乙に帰属していたことと何ら矛盾するものではない。以上によれば、上記原告の主張は採用することができない。

#### ウ 本件丙名義E株式

前記(1)によれば、Eも乙が支配経営する会社であり、その株式の名義人は同人の妻子及びその娘婿のみであったところ、これらの株式についても、Aの名義株と同様に、配当金交付手続及び株主総会関係手続等はすべて乙においてその保管管理に係る印章を用いて関係書類を作成するなどして行っており、その取扱いについて丙名義の株式(本件丙名義E株式)とその余の株式との間で差異は見いだせない上、丙名義の株式の取得について丙自身が自らその原資を拠出した形跡はないことを併せ考えると、本件丙名義E株式は乙が丙名義を用いて取得したと認められ、乙の死亡当時、同人に帰属していたものと認められる。

#### エ 本件丙名義F株式

前記(1)によれば、Fも乙が支配経営する会社であったところ、同社の株式についても、Aの名義株と同様に、配当金交付手続及び株主総会関係手続等はすべて乙においてその保管管理に係る印章を用いて関係書類を作成するなどして行っており、その取扱いについて丙名義の株式(本件丙名義F株式)とその余の株式との間で差異は見いだせない上、丙名義の株式の取得について丙自身が自らその原資を拠出した形跡はないことを併せ考えると、本件丙名義のFの株式は、乙が丙名義を用いて取得して保有していたものと認められ、乙の死亡当時、同人に帰属していたものと認められる。

#### オ 小括

以上によれば、本件丙名義有価証券は、乙の死亡の当時、いずれも乙に帰属していたものと認めることができる。

### 2 乙のD及びEに対する債務(争点2)について

- (1) 相続税法13条1項1号により課税価格から控除することのできる債務は、相続開始時現に存するものであって、その際、控除すべき金額は確実と認められるものに限ることとされて

いる（同法14条1項）。したがって、同法13条1項1号による債務控除される被相続人の債務は、成立が認められ、かつ、被相続人の死亡時までに消滅しておらず、債権者から履行が求められることが確実と認められるものであることを要する。

(2) 前記前提事実及び前記1に加え、甲4ないし10、12、17ないし19、22、乙11ないし36、51、58ないし95及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

#### ア 原告と乙の関係等

原告は、大学卒業後、印刷会社勤務を経て、国会議員の秘書を約5年間務め、その後、昭和53年から、監査役、取締役、常務取締役等のAの役員を務めたが、平成2年2月に取締役を退任した。また、原告は、昭和63年にUを設立し、平成4年ころまで代表取締役としてその経営に当たったほか、平成5年ころから、知人のTとともにVの経営に取締役として関与するようになったが、平成6年ころまでに両社ともその経営に行き詰まった。

原告は、昭和57年ころ、原告名義のAの株式の実質的権利者は原告であると主張してAに対する訴訟を提起したが同訴訟を取り下げ、平成2年ころにも、原告名義のAの株式の実質的権利者は自己であると主張して、Aや乙に対して訴訟を提起し、約2年の審理を経た後、平成4年3月に同訴訟を取り下げるなどし、原告と乙の関係は必ずしも良好ではなかった。

ところが、平成4年3月ころから原告と父乙との関係が好転し、原告は、そのころから平成6年12月ころまで乙と同居し、平成6年ころ、原告が、衆議院議員選挙に立候補する意向を固めると、乙は、原告の選挙に備えた政治活動を資金的に援助することとして、原告をA及びその関連会社の顧問に就任させ、顧問料をとして定期的な収入を得ることができるようにするなどした。原告は、上記選挙に落選したが、政治活動を継続し、乙も、平成10年ころまで、原告に対する資金援助を継続した。

しかし、平成10年末ころから、原告は、A及びその関連会社の経営等について乙を公然と批判するようになったことから、乙は、平成11年3月31日、原告名義のAの株式13万1000株をLほか4名の名義に書き換えるなどし、原告は、同年4月ころにAの顧問を解職されるなど、A及びその関連会社の顧問から退任した。その後、原告は、同年11月、原告名義であった上記Aの株式の実質的所有者は原告である旨主張して、乙及びAに対し、株券の引渡し等を求める訴訟を提起し、平成12年8月には、後記ク(エ)のとおり、Lに対する不当利得金返還請求訴訟を提起したが、これらの訴訟はいずれも原告の敗訴に終わった。

乙は、平成14年1月21日付けで、戊名義のものを除くA、E及びFの株式を丁に相続させる旨の遺言を作成し、同月24日に死亡した。原告及び戊は、上記遺言の無効確認等を求める訴えを提起したが、平成17年、上記遺言の無効確認の請求を棄却する旨の判決が確定した。なお、その後、丙が上記遺言の無効確認等を求める訴えを提起している。

#### イ 本件Q口座

本件Q口座は、乙が平成6年1月14日、Lに指示して、乙が金融機関の登録印として使用していた印章を登録印として開設させたものであり、登録印は乙が保管管理し、通帳を保管管理するLが乙の指示を受けて入出金等の口座の管理に当たっていた。乙は、前記アのA及びその関連会社から原告に対する顧問料を本件Q口座に入金させ、原告がLに請求書を送付する等して本件Q口座からの支払を求めた場合に、乙の承諾及び指示の下に、Lが支払手続を行っていた。また、乙は、本件Q口座から、原告の後援会の関係者に後援会の活動費用等を支払ったり、原告名義のD及びEに対する各借受金の利息を支払ったりした。

#### ウ 本件R口座

本件R口座は、原告が開設したものであり、平成8年当時、本件R口座の通帳及び登録印は、Tが管理しており、平成8年10月1日、同年11月28日及び同月29日の払戻手続の際に行われた本人確認手続においては原告の健康保険被保険者証が用いられた。平成8年中の本件R口座からの払戻しは、現金によるもの並びに後記オ及びカのD及びEの各名義の口座に対する振込送金のほか、b（代表者T）、d（代表者原告）、e（代表者T）及びTの各名義の口座への振込送金のための出金がされた。

#### エ 原告とTとの関係等

Tは、平成4年4月1日から平成5年5月30日までの間、Uの取締役を務めていたほか、平成5年6月3日から平成7年6月30日まで原告とともにVの取締役を務めていた（なお、Tは、原告退任後も、Vの解散まで取締役を務めた。）。

Tは、平成6年ころから平成8年ころまでの間、乙、丙、丁、原告等から寄付を受けていた政治団体（前記b等）の代表者や会計責任者を務め、また、原告の後援会の事務所に所属するなどして、原告の政治活動を支援していた。

Tは、平成7年7月3日から平成10年8月31日まで、Dの参与ないし顧問として報酬の支払を受けていた。また、Tは、平成9年3月からE所有のマンションでの居住を認められ、Dの顧問解任後も、平成11年3月まで上記マンションに居住することにつきEの了承を受けていた。

#### オ Dによる原告らに対する現金の交付及び本件R口座への振込送金

(ア) 乙は、原告の政治活動に対する援助の一環として、Dから原告に対し資金を貸し付ける方法で資金を提供することとし、同社代表取締役専務のSに指示してその事務手続を行わせることとした。Dは、平成7年6月20日付けで、Dが同社の顧問である原告に対し政治活動資金限度5000万円の範囲で貸付けを行う旨の極度継続貸付契約書（甲4）を作成させ、これについて取締役会の承認を得た上で、原告から実印の押捺を受けるとともに、担保として原告名義の不動産の権利証の差し入れを受けた。しかし、上記契約書は、政治資金に関する規制等に照らし不適切であり、また、極度額が5000万円では十分ではないと考えられたことから、Dは、同月21日付けで、同社が原告に対し貸付極度額3億円の範囲で貸付けを行う旨の継続的極度貸付契約書（乙11。以下「6月21日付継続的極度貸付契約書」という。）を作成し、これについても取締役会の承認を得た上で、原告の実印による押印を得た。以上のほか、同月21日付けで、「私は平成7年6月20日付御社との継続的極度貸付契約締結に基づき貸付を受けるにつき契約内容については誠意をもって対処することを誓約いたします。」旨記載され、原告名義の記名及び実印が押捺された上、連帯保証人として乙の署名押印がされたDあての誓約書（甲5）が作成され、また、同月21日付けで、Dとの継続的極度貸付契約締結に基づき貸付を受けるにつき原告名義の不動産を担保として差し入れる旨の原告名義の記名及び実印の押捺されたDあての担保差入証（乙68）が作成された。

(イ) Dは、平成7年6月23日、原告に対して4300万円を現金で交付した。上記現金交付に先立って、6月21日付け継続的極度貸付契約書に基づき第1回目の借入を申し込む旨のDあて原告の記名押印のある同月21日付け借入申込書（乙13の1）が交付され、また、現金交付後に、原告名義の署名押印のある同月23日付け領収証（乙13の3）が

交付された。

(ウ) Dは、平成7年8月11日、Tに対し、3000万円を現金で交付した。上記現金交付に先立って、6月21日付け継続的極度貸付契約書に基づき第2回目の借入を申し込む旨のDあて原告の記名押印のある同年8月8日付け借入申込書(乙14の1)が交付され、また、現金交付後に、原告名義の署名押印のある同月11日付け領収証(乙14の3)が交付されるとともに、6月21日付け継続的極度貸付契約書に基づき第2回目以降の貸付を受けるにつき原告名義のAの株式5000株を追加担保として差しれる旨のDあて原告名義の記名押印(実印によるもの)のある同年8月11日付け担保差入証(乙69)が交付された。

(エ) Dは、Tに対し、平成7年9月29日に4500万円、同年10月24日に4900万円、同年11月22日に5000万円、同年12月26日に4200万円をそれぞれ交付した。これらの各現金交付についても、上記(ウ)の現金交付の場合と同様に、事前にDあての原告名義の記名押印のある借入申込書(6月21日付け継続的極度貸付契約書に基づき借入を申し込む旨記載されたもの)が交付されるとともに、事後に原告名義の署名押印(実印によるもの)のある領収証が交付された(乙15ないし18)。

(オ) Dは、平成8年3月29日に本件R口座から払い戻されてDの銀行口座に送金された6996万4919円を、同月30日付けで、前記(イ)の平成7年6月23日貸付けの4300万円に係る元利金の返済金並びに前記(ウ)の同年8月11日貸付けの3000万円に係る利息金及び元本のうち1600万円の返済金として処理した(乙19)。

また、Dは、平成8年4月3日、前記(ア)の平成7年6月21日付けの担保差入証(乙68)に係る不動産の権利証を返還し、原告名義の記名押印(実印によるもの)のある同社あての平成8年4月3日付け不動産等権利書返還受領書(乙70)が同社に交付された。

(カ) Dは、平成8年9月24日、1億円を本件R口座に振込送金し、これに先立って、6月21日付け継続的極度貸付契約書に基づき第7回目の借入を申し込む旨のDあて原告名義の記名押印のある同年9月18日付け借入申込書(乙14の1)が交付された(乙20、35)。また、6月21日付け継続的極度貸付契約書に基づき第7回目の貸付を受けるにつき原告名義のAの株式5000株を追加担保として差しれる旨のDあて原告名義の記名押印(実印によるもの)のある同年9月24日付け担保差入証(乙72)が交付された。

(キ) Dは、平成8年11月22日付けで、平成7年6月19日付け継続的金融取引契約書の貸付極度額を5億円に変更する旨の変更契約書(乙12。以下「11月22日付け変更契約書」という。)を作成して原告の実印による押印及び原告名義の署名を得た。

Dは、平成8年11月28日、5000万円を本件R口座に振込送金し、これに先立って、11月22日付け変更契約書に基づき第1回目の借入を申し込む旨のDあて原告名義の署名押印(実印によるもの)のある同月26日付け借入申込書(乙21の1)が交付されるとともに、11月22日付け変更契約書に基づき第1回目の貸付を受けるにつき原告名義のAの株式5000株を追加担保として差しれる旨のDあて原告名義の署名押印(実印によるもの)のある同月付け担保差入証(乙76)が交付された。

(ク) 前記(イ)ないし(キ)の各貸付については、各借入申込書上、その借入期間を1年とした上返済期日に元利金を一括返済するものとされており、当該各貸付のうち返済処理のさ

れていないものについては、返済期日の到来前に返済期日をその1年後（元利金一括返済）とする旨のDあて原告名義の記名押印のある借入金借換申入書が差し入れられて、借換処理がされていた（乙71、73ないし75、77）。

カ Eの本件R口座に対する送金等

(ア) 乙は、原告の政治活動に対する援助として、Eからも原告に対し資金を貸し付ける方法で資金を提供することとし、同社取締役のLに指示してその事務手続を行わせることとした。

Eは、取締役会による承認を得た上で、平成8年3月18日付けで、Eは原告に貸付極度額3億円を限度として金銭の貸付けを行う旨の継続的金融取引契約書（乙24。以下「3月18日付け継続的金融取引契約書」という。）を作成して原告名義の署名及び本件R口座の登録印による押印を得るとともに、3月18日付け継続的金融取引契約書締結に伴い原告名義のAの株式3万株を担保として差し入れる旨のEあて原告名義の署名押印（本件R口座の登録印によるもの）のある担保差入証（乙81）が交付された。Eは、平成8年3月22日、本件R口座に2億円を振込送金し、これに先立って、3月18日付け継続的金融取引契約書に基づき借入を申し込む旨のEあて原告名義の署名押印（本件R口座の登録印によるもの）のある同月22日付け借入申込書（乙26）が交付された。

(イ) Eは、平成8年5月20日、本件R口座に1億円を振込送金し、これに先立って、3月18日付け継続的金融取引契約書に基づき借入を申し込む旨のEあて原告名義の署名押印（本件R口座の登録印によるもの）のある同年5月20日付け借入申込書（乙27の1）が交付された。

(ウ) Eは、平成8年9月17日付けで、3月18日付け継続的金融取引契約書の貸付極度額を5億円に変更する旨の変更契約書（乙25。以下「9月17日付け変更契約書」という。）を作成して原告名義の署名及び原告の実印による押印を得るとともに、9月17日付け変更契約書締結に伴い原告名義のAの株式8000株を担保として差し入れる旨のEあて原告名義の署名押印（実印によるもの）のある担保差入証（乙82）が交付された。

Eは、同年9月25日、本件R口座に8000万円を振込送金し、その際、9月17日付け変更契約書に基づき借入を申し込む旨のEあて原告名義の署名押印（実印によるもの）のある同月17日付け借入申込書（乙28の1）、T名義の署名押印及び原告名義の署名押印（本件R口座の登録印によるもの）のある同月18日付け借用証（乙28の3）がそれぞれ交付された。

(エ) Eは、平成8年11月29日、本件R口座に5000万円を振込送金し、その際、9月17日付け変更契約書に基づき借入を申し込む旨のEあて原告名義の署名押印（実印によるもの）のある同年11月20日付け借入申込書（乙29の1）、原告名義の署名押印（実印によるもの）及びT名義の署名押印のある同月29日付け借用証（乙29の3）、9月27日付け変更契約書締結に伴う上記借入につき原告名義のAの株式5000株を担保として差し入れる旨のEあて原告名義の署名押印（実印によるもの）のある担保差入証（乙83）がそれぞれ交付された。上記貸付けにより、Eの3月18日付け継続的金融取引契約書及び9月17日付け変更契約書に基づく貸付金（元金）の合計は4億3000万円となった（乙29の2、乙35）。

キ 本件Q口座の平成9年3月末から4月初にかけての入出金等

乙らは、平成9年3月のDの平成8年度の決算期に際し、原告の選挙区内に本店所在地を置くDの決算書に原告に対する多額の貸付けが表れるのは好ましくないなどと考え、Dの原告に対する貸付けを、一時、Eの原告に対する貸付けに、いわば付け替え、同年度の決算期の経過後、元に戻すこととし、D及びEは、以下の①ないし③のとおりの手順により貸付け及び返済の処理を行った。

- ① Eは、平成9年3月21日付けで、Eは原告に対し3億5000万円を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約書（乙30）及び原告名義の3億5000万円の借入申込書（乙31の1）を作成し、それぞれ、原告名義の署名及び実印による押印を得た上で、同月25日、本件Q口座に3億5000万円を振込送金した（乙31の2、35）。
- ② 同月26日、Dは、原告から3億5132万4486円の支払を受けて、原告に対する前記オ（ウ）ないし（キ）の各貸付けに係る元利金の全額が完済されたものとして処理し（乙22）、担保として差し入れを受けていた前記オ（ウ）、（カ）及び（キ）の原告名義のAの株式合計3万5000株を返却した旨の原告名義の記名押印（実印によるもの）のある担保返却受証（乙78）の交付を受けた。
- ③ Dは、平成8年度の決算期が経過した後の平成9年4月7日、本件Q口座に3億5000万円を振込送金し（乙23の2）、その際、11月22日付け変更契約書に基づき借入を申し込む旨のDあて原告名義の記名押印のある平成9年4月4日付け借入申込書（乙23の1）、11月22日付け変更契約書に基づき原告名義のAの株式3万5000株を担保として差し入れる旨のDあて原告名義の署名押印（実印によるもの）のある平成9年4月7日付け担保差入証（乙79）が交付された。
- ④ 平成9年4月7日、本件Q口座から3億5021万8150円がEに対して振込送金され（乙31の3）、Eは、これを原告に対する前記①の同年3月25日付けの貸付けに係る元利金の返済として処理した。

ク D及びEの原告に対する貸付金のその後の経過等

（ア） 乙は、D及びEに対し、それぞれが原告に対する貸付金として処理している金員につき、平成10年3月31日分まで約定の利息金を支払った（平成9年1月9日に上記各社に支払われた分は本件Q口座からの払戻金が充てられた。）。なお、乙は、これらの支払について保証人の責任において行った旨、前記の原告のLに対する不当利得金返還請求訴訟における証人尋問において供述した（乙67）。

（イ） 平成10年9月1日、6月21日付け継続的極度貸付契約書における担保の評価減少に伴い原告名義のAの株式2万3780株を担保として追加差入れする旨の原告名義の記名押印及び乙名義の署名押印のあるDあて同日付け追加担保差入証（乙80）が交付された。その後、Dは、平成11年3月10日、前記キ③の担保差入証及び上記追加担保差入証に係る原告名義のAの株式合計5万8780株をAの株式6万株と差換え処理した。

また、Eとの間の3月18日付継続的金融取引契約書に基づく取引においても、平成10年9月1日、評価調整のため、追加担保として原告名義のAの株式2万9220株（名義株であって、乙に帰属していた。）を差し入れる手続きがされた。平成11年3月16日には、同社の株式7万5000株の差し入れ手続きがされた。

（ウ） Dは、平成12年3月以降、Eは、平成12年4月以降、それぞれ毎決算期に際して原告に対し6月21日付け継続的極度貸付契約書等ないし3月18日付け継続的金融取



引契約書等に基づく元利金の返済を催告していたが、原告は、平成12年4月10日付けの書面(乙93)で、今後の上記元利金の請求は乙にするよう求め、乙が返済を履行しない場合は、原告が差し入れたAの株式2万株の担保にて代償支払する旨回答し、平成16年以降は、催告書の受取自体を拒絶した。

(エ) 原告は、平成9年12月ころ及び平成12年1月ころにLから本件Q口座に係る各預金通帳の返還を受けた。原告は、同年8月、本件Q口座は原告が開設しLにその管理を委託したものであるところ、Lは、平成7年1月から平成9年1月にかけて、原告の承諾を得ずに、本件Q口座から合計1891万8401円を引き出した旨主張して、被告に対し上記金員の支払を求める不当利得返還請求訴訟を提起したが、敗訴した。

(オ) 平成17年、原告及び戊が提起した前記遺言無効確認請求を棄却する旨の判決が確定したころ、D及びEは、それぞれ原告に対するDの貸付金残元本3億5000万円及び利息の支払並びに原告に対するEの貸付金残元本4億3000万円及び利息の支払を請求する訴えを提起した(大阪地方裁判所平成●●年(○)●●号)。原告は、D及びE主張の貸付けはいずれも原告ではなく乙に対するものである旨主張するとともに、いずれの請求債権も商事債権である旨主張してそれぞれにつき商事消滅時効を援用したところ、平成19年10月31日、大阪地方裁判所は、D及びEの原告に対する各貸付けの事実は認められるが、商事消滅時効が完成しているとして、請求棄却の判決を言い渡した(乙58)。なお、D(代表取締役丁)は、上記訴訟において、乙が同社の原告に対する上記貸付に係る保証人である旨の主張をせず、平成18年7月11日付けで、乙の死亡時において乙のDに対する債務は存在しなかった旨の債務不存在証明書(乙36の1)を作成し、E(代表取締役丁)も同日付けで同旨の債務不存在証明書(乙36の2)を作成している。

### (3) 検討

#### ア D及びEに対する借入金債務について

前記(2)によれば、原告とDとの間において、平成7年6月20日付け極度継続貸付契約書(Dが同社の顧問である原告に対し政治活動資金限度5000万円の範囲で貸付けを行うとするもの)が作成され、その後、貸付極度額を3億円とする6月21日付け継続的極度貸付契約書が作成され、これに基づく貸付けとして、Dから、同月23日に現金4300万円が原告に交付され、同年8月11日に現金3000万円、同年9月29日に現金4500万円、同年10月24日に現金4900万円、同年11月22日に現金5000万円、同年12月26日に現金4200万円がそれぞれTに交付され、これらの貸付けのいずれについても、原告名義の記名押印ないし署名押印のある借入申込書及び領収書が作成されてDあてに交付されていること、上記各貸付けのうち平成7年6月23日の4300万円の貸付け及び同年8月11日の3000万円の貸付けのうちの1600万円(以上合計5900万円)については平成8年3月29日に本件R口座からの払戻金をもって返済処理がされたこと、その後、6月21日付け継続的極度貸付契約書に基づく貸付けとして、平成8年9月24日にDから本件R口座に1億円が振込送金され、これについて原告名義の記名押印のある借入申込書が交付されたほか、同年11月22日付けで6月21日付け継続的極度貸付契約書の貸付極度額を5億円に変更する旨の11月22日付け変更契約書が作成され、これに基づく貸付けとして、平成8年11月28日にDから本件R口座に5000万円が振込送金され、これについても原告名義の署名押印のある借入申込書が交付され、その時点で、貸付金の額(元

本) は合計3億5000万円となったこと、当該貸付金について、平成9年3月26日、Eと原告との間で作成された同月21日付け金銭消費貸借契約書に基づく3億5000万円の貸付金等をもって返済処理がされたが、平成9年4月7日、11月22日付け変更契約書に基づく貸付けとして、Dから本件Q口座に3億5000万円の振込送金がされ、これについて原告名義の記名押印のある借入申込書が交付され、当該貸付金がDの原告に対する貸付金として残っていること、以上のとおり認められる。

また、前記(2)によれば、原告とEとの間において、平成8年3月18日付けで貸付極度額を3億円とする3月18日付け継続的金融取引契約書が作成され、これに基づく貸付けとして、Eから、同月22日に2億円、同年5月20日に1億円が本件R口座にそれぞれ振込送金され、これらの貸付けのいずれについても、原告名義の署名押印のある借入申込書が交付されたほか、同年9月17日付けで3月18日付け継続的金融取引契約書の極度額を5億円に変更する旨の9月17日付け変更契約書が作成され、これに基づく貸付けとして、Eから、同月25日に8000万円、同年11月29日に5000万円が本件R口座にそれぞれ振込送金され、これらの貸付けのいずれについても、原告名義の署名押印のある借入申込書並びに原告名義の署名押印及びT名義の署名押印のある借用証が交付され、その時点で貸付金の額(元本)は合計4億3000万円となったこと、以上のとおり認められる。

しかるところ、原告は、Dの上記一連の貸付けについて、平成7年6月20日付け極度継続貸付契約書の成立及び同月23日の4300万円の貸付けの事実並びに11月22日付け変更契約書への署名の事実を認めるものの、上記平成9年4月7日の3億5000万円の貸付けを含むその余の上記各貸付けの事実を否認し、これらのDからの貸付金は、いずれも、乙が、原告から預かり保管していた原告の実印や本件R口座の通帳及び届出印を使用するなどして、同人の個人秘書的役割を担っていたTやLらの部下に出金させ、乙が原告の選挙活動に有用だと判断した先に対して振込送金させたり、関係会社間の資金移動をさせるなどして支配管理していたものであるから、その借主は原告ではなくて乙である旨主張する。また、原告は、Eの上記一連の貸付けについても、3月18日付け継続的金融取引契約書に自署した事実は認めるものの、上記一連の貸付けの事実を否認し、これらのEからの貸付金は、いずれも、乙が原告名義の借入申込書等を偽造するなどして行ったものと推測され、その借主は原告ではなくて乙である旨主張する。

確かに、原告の主張するとおり、D及びEの上記各一連の貸付けの担保として両社に差し入れられた原告名義のAの株式はいずれも乙に帰属していたものであり、少なくとも原告名義のAの株式の担保設定に関する限り、その設定者は原告ではなくて乙であって、名義を一致させる必要上、原告名義の担保差入証等が作成されたものと認められ、また、少なくとも上記Dの平成9年4月7日の3億5000万円の貸付けに係る貸付金が振込送金された本件Q口座は、その当時、その登録印を乙が、その通帳をLがそれぞれ保管し、乙の承諾及び指示の下にその支払手続がされるなど、乙の支配下にあったこと、乙は、D及びEの上記各一連の貸付けに係る利息につき、原告との関係が悪化する前の平成10年3月31日分まで約定の利息金を支払っていたことは、前記のとおりである。

しかしながら、前記認定事実によれば、Dの上記一連の貸付けは、原告が衆議院議員選挙に立候補する意向を固めたことを契機に、父乙の原告に対する政治活動への資金援助として開始されたものであること(この事実は原告自身の認めるところである。)、D及びEの上記

各一連の貸付け（Dにつき元本合計3億5000万円、Eにつき元本合計4億3000万円）は、いずれも、前記(2)キの付替え処理に係るものを除いて、原告が立候補して落選した衆議院議員選挙の直後のころまでに行われていること、原告が上記衆議院議員選挙に立候補する意向を固めたころからD及びEの上記各一連の貸付けが行われた間、原告と父乙との関係は良好であったこと（原告自身の認めるところである。乙63）、本件Q口座は、原告が上記衆議院議員選挙に立候補する意向を固めたころに開設され、乙が原告の政治活動に対する支援の一環として定期的な収入を確保させる目的で原告に与えたA及びその関連会社からの顧問料の入金口座として使用されていたものであり、また、本件R口座を管理していたTは、原告とは、原告が上記衆議院議員選挙に立候補する意向を固める前から原告とともに会社（V）の経営に携わったり、上記選挙に向けた原告の政治活動を支援するなどの関係にあったこと、以上のとおり認められる。これらの事実にかんがみると、D及びEの上記各一連の貸付けについて乙に帰属するAの株式に担保権が設定され、乙が平成10年3月31日分までこれらの利息を支払っていたなどの上記事実関係をもってしても、上記各一連の貸付けに係る原告名義の各契約書等（Dの上記一連の貸付けに係る6月21日付け継続的極度貸付契約書及び11月22日付け変更契約書、Eの上記一連の貸付けに係る3月18日付け継続的金融取引契約書及び9月17日付け変更契約書、D及びEの上記各一連の貸付けに係る借入申込書、Eの上記一連の貸付けに係る原告名義の借用証等）の成立の推定を覆すに足りず、D及びEの上記各一連の貸付けは、いずれも、D及びEが、それぞれ原告との間で締結した継続的極度貸付契約及び継続的金融取引契約に基づき、上記衆議院議員選挙に向けた原告の政治活動等のための資金として、原告に対し貸し付けたものであり、その借主は原告であると認められる。

原告は、D及びEの上記各一連の貸付けに係る貸付金は、本件Q口座及び本件R口座を支配管理していた乙が原告の選挙活動に有用であると判断した先に送金したり、A及び関連会社間の資金調節のために用いるなどしていたのであって、その経済的利益を取得したのは乙であるといった趣旨の主張等をするが、乙が自らの利害関心に基づき原告の選挙活動に対する経済的支援を原告名義を借用して行ったというのはそれ自体いかにも不自然である上、上記各一連の貸付けが行われた当時においてAないしその関連会社に原告が主張するような表立って行うことがはばかれる用途に供するための資金需要（原告の政治活動とは無関係な資金需要）が存したことをうかがわせる証拠もないから、原告の上記主張等を採用することはできない（甲20も原告の上記主張事実の裏付けとなるものということとはできない。）。

また、原告は、D及びEの上記各一連の貸付けは、乙が原告から預かり保管していた原告の実印や銀行届出印等を冒用し、あるいは、原告をして白紙に自署させたものを用いるなどして、関係契約書類等を偽造し、原告から預かった健康保険被保険者証ないしその写しを用いるなどして、原告に対する貸付けの外形を作出して行ったものであるといった趣旨の主張等をするが、国会議員になるのであればややこしい書面に判をついたりしていると後で致命傷になるから乙において原告の実印を管理しておく旨言われて乙に実印を預けた旨の原告の主張等や、Dあての白紙の領収書ないし右下部分に自署したA4のコピー用紙10枚くらいをTに交付したことがある旨の原告の主張等は、それ自体極めて不自然であって、前記認定事実にも照らし、到底採用することができず、また、前記認定の平成8年10月1日、同年11月28日及び同月29日の本件R口座の払戻手続の際に本人確認のため原告の健康保

険被保険者証が用いられている事実も、前記認定の原告とTとの関係等にかんがみると、原告の上記主張事実を裏付けるに足りないというべきである。なお、原告は、Tは、乙が実権を握るDの顧問に採用され、Aの社宅高級マンションに起居して乙の個人的問題や経済的活動を支援し、乙の個人秘書的な役割を担っていた人物であって、原告の選挙運動の監視や乙の原告に対する連絡の伝達等もするなど、乙側に立って行動していた（本件R口座も原告から通帳及び登録印の提供を受けた乙がTに管理させることにより支配していた）趣旨の主張等をする。しかしながら、前記認定事実によれば、TがA及びその関連企業から報酬の支払や住居の提供を受けていた時期は原告が乙からA及びその関連企業を通してその政治活動に対する経済的支援を受けていた時期とほぼ重なり合うのであって、前記のとおり、Tは、原告とは、原告が上記衆議院議員選挙に立候補する意向を固める前から原告とともに会社（V）の経営に携わったり、上記選挙に向けた原告の政治活動を支援するなどの関係にあったことを併せ考えると、Tに対するA及びその関連企業からの上記便宜供与も、原告の政治活動に対する乙の支援措置の一環として行われたものとみるのが自然である。したがって、Tが乙側に立って行動していた人物であり乙はTを通じて本件R口座を支配管理していた趣旨の原告の上記主張等を採用することはできない。

以上検討したところによれば、原告主張のDの3億5000万円の貸付け及びEの合計4億3000万円の貸付けは、いずれも、原告を借主とするものと認められるのであって、この認定を左右するに足りる的確な証拠はないから、これらの貸金債務はいずれも乙がその死亡当時負担していた債務と認めることはできない。

#### イ Dに対する保証債務

原告は、乙がDに対する3億5000万円の借入金債務を負っていないとしても、原告のDに対する3億5000万円の借入金債務に係る保証債務を負っていたところ、原告は、乙の死亡の当時、上記借入金債務の返済の意思も資力もなく、乙がDに上記保証債務を弁済して原告に求償しても原告はこれに応じることができなかつたのであるから、乙の当該保証債務は相続税の課税価格から控除されるべき相続債務に該当する旨主張する。

そこで検討するに、前記(2)によれば、乙は、原告とDとの間の平成7年6月20日付け極度継続貸付契約（Dが同社の顧問である原告に対し政治活動資金限度5000万円の範囲で貸付けを行うとするもの）の締結を受けて、「私は平成7年6月20日付御社との継続的極度付貸付契約締結に基づき貸付を受けるにつき契約内容については誠意をもって対処することを誓約いたします。」旨記載された原告のDに対する同月21日付け誓約書（甲5）に連帯保証人として署名押印しているところ、前記認定のとおり、平成7年6月20日付け極度継続貸付契約書はその後政治資金に関する規制等に照らし不適切であり、また、極度額が5000万円では不十分であるなどとして、同月21日、改めて6月21日付け継続的極度貸付契約書が作成されたこと、乙は、Dの原告に対する上記継続的極度貸付契約に基づく貸付けについて、自己に帰属する原告名義のAの株式に担保権を設定している上、保証人としての責任を果たすという認識の下に、平成10年3月31日分までの利息の支払をしていることに加えて、上記貸付けが乙の原告に対する父子の情宜に基づく経済的支援の一環として行われたものであることを併せ考えると、前記のとおり乙の死亡後D（代表取締役丁）が乙の同社に対する債務は存在しない旨の認識を表明していることをしんしゃくしても、乙は原告のDに対する6月21日付け継続的極度貸付契約及び11月22日付け変更契約に基

づく借入金債務について連帯保証していたとみるのが素直というべきである。

しかしながら、前記認定事実等によれば、Dは、乙が同社の原告に対する上記貸付けに係る利息の支払をしなくなり、乙と原告との関係が悪化した後も、乙に対して保証債務の履行を請求したり、乙が原告名義のAの株式に設定していた担保権の実行に着手しようとした形跡は全くないのみならず、乙の死亡後、同人の死亡時において同人のDに対する債務は存在しなかった旨の債務不存在証明書を作成しているのもであって、これらにかんがみると、少なくとも、Dは、乙の死亡当時、同人に保証債務を履行させることによって原告に対する貸付金の回収を図る意思を有していなかったことは明らかというべきである。このことに加えて、前記認定のとおり、Dは、債務者である原告に対しても、平成12年3月以降、毎決算期に元金金の返済を催告するのみで、それ以上の措置に出ないまま、原告に対する上記貸付金債権を時効消滅させるに至っていること及び乙の死亡当時原告が資産や安定した収入を欠くなど弁済不能の状態にあったことをうかがわせる的確な証拠もないことなどを併せ考えると、原告のDに対する上記3億5000万円の借入金債務について乙が連帯保証債務を負っていたとしても、同人の死亡時において債権者(D)から履行を求められることが確実であったとは到底認め難く、当該債務は相続税法14条1項にいう「確実と認められるもの」に該当しないというべきである。

ウ 以上によれば、乙は、その死亡の当時、① Dに対する3億5000万0000円の借入金債務ないし保証債務、② Eに対する4億3000万0000円の借入金債務をそれぞれ負っており、これらは、債務控除されるべきであったということとはできない。

### 3 相続税の課税価格及び納付すべき税額並びに過少申告加算税について

#### (1) 相続税について

以上によれば、本件相続において、課税価格(相続税法11条の2)に算入されるべき相続財産は、別紙1記載の順号①ないし⑮の「財産内容」欄、「単価」欄及び「合計」欄に記載のとおりであって、これらの財産の乙死亡時(相続開始時)における時価の合計(ただし、相続税法3条1項2号の規定に基づき相続により取得したみなされる財産(退職手当金等)については同法12条1項6号の規定により相続税の課税価格に算入しないこととされるものの価額(退職手当金等の非課税限度額)を控除。)は103億6650万8864円である。そして、上記各財産のうち、原告が取得した財産は、上記各順号に対応する同表「原告」欄記載のとおりであり、これらの財産の相続開始時における時価の合計は2億1948万7681円である。

また、本件相続において、相続税法13条1項に基づき、課税価格から控除されるべき相続債務及び乙の葬式費用は合計1億2637万9320円であり、これらのうち原告の負担に属する部分は合計2106万3220円である。

そうすると、本件相続に係る課税価格の合計額は102億4012万8000円であり、原告の相続税の課税価格は1億9842万4000円となる。

したがって、別紙6のとおり、本件相続に係る相続税額の総額は60億9678万3200円であり、原告が納付すべき相続税額は1億1813万7900円であるところ、これは本件更正に係る納付すべき税額と同額となる。

#### (2) 過少申告加算税について

また、過少申告加算税については、上記(1)の納付すべき相続税額と原告が当初申告した納

付すべき税額（0円）を基礎に別紙7のとおり計算した過少申告加算税の税額は1769万4500円であるところ、これは本件賦課決定に係る税額と同額である。

#### 4 小括

以上のとおり、本件各処分には、いずれも相続財産及び相続債務に係る事実認定を誤った違法はなく、他に本件各処分を取り消すべき違法も認められない。

#### 第7 結論

以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから、いずれも棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 西川 知一郎

裁判官 徳地 淳

裁判官 石川 慧子

種類	号順	財産内容	単価	合計	原告	その他の相続人の合計	
有価証券	①	A株式 乙名義 135,000株 丙名義 9,600株 丁名義 140,000株 戊名義 70,000株 G名義 40,000株 H名義 3,000株 I名義 30,000株 J名義 30,000株 K名義 30,000株 L名義 31,000株 M名義 30,000株 N名義 40,075株 株数合計 588,675株	@11,613	6,836,282,775	0	6,836,282,775	
	②	Bの出資口 乙が出資したもの		300,000	50,000	250,000	
	③	E株式 丙名義 45,000株 丁名義 45,000株 戊名義 27,000株 O名義 9,000株 株数合計 126,000株	@8,809	1,109,934,000	0	1,109,934,000	
	④	D株式 丁名義 150株	@2,175,554	326,333,100	54,388,850	271,944,250	
	⑤	C(有)出資口 丙名義 9,580口	@36,368	348,405,440	58,067,573	290,337,867	
	⑥	F(株)株式 乙名義 6,000株 P名義 2,000株 丁名義 2,000株 丙名義 2,000株 戊名義 2,000株 株数合計 14,000株	@1,334	25,676,000	0	25,676,000	
	⑦	(株)f株式 乙名義 6,655株	@1,040	6,921,200	1,153,533	5,767,667	
	⑧	(株)D株式 乙名義 1,020株	@862	879,240	146,540	732,700	
	⑨	ゴルフ会員権C 乙名義 6口	@1,050,000	6,300,000	1,050,000	5,250,000	
	現金預貯金	⑩	i銀行 大阪中央支店 乙名義 普通 453,451,522 j銀行 大阪支店 乙名義 貯蓄 770 j銀行 西荻窪支店 乙名義 普通 4,664 m農協 加美町支店 乙名義 普通 27,317 m農協 比延庄支店 乙名義 普通 101,819 n銀行 池田支店 乙名義 普通 34,689 n銀行 大阪営業部 乙名義 普通 18,173,562 R銀行 大阪支店 丙名義 普通 43,851,572 小計 515,645,915			85,940,986	429,704,929
⑪		退職手当金等 Aから 1,000,000,000 C(有)から 25,740,000 p(株)から 29,700,000 Dから 42,250,000 ※退職金非課税限度額(法定相続人数×500万円) ▲20,000,000			0 0 0 0 -	1,000,000,000 25,740,000 29,700,000 42,250,000 ▲20,000,000	
⑫		未収給与等 A 2,832,960 D 1,302,700 p(株) 604,500 C(有) 1,302,700 E 666,800 q(株) 94,200 r(株) 28,500					
⑬		所得税還付金 3,132,834 小計 9,965,194			1,660,865	8,304,329	
⑭		書画骨とう等 31,266,000					
⑮		貸付金 丁に対するもの 45,000,000 Mに対するもの 25,910,000 小計 102,176,000			17,029,334	85,146,666	
		遺産額合計		10,366,508,864	219,487,681	10,147,021,183	
債務等			未納所得税 3,056,000 未納住民税 44,788,600 関連事案に連動する国税 37,000,000 関連事案に連動する地方税 13,000,000 Aに対する未払金 14,602,400 小計 112,447,000			18,741,167	93,705,833
			葬式費用 13,932,320			2,322,053	11,610,267
			債務等合計		126,379,320	21,063,220	105,316,100
	課税価格		10,240,128,000	198,424,000	10,041,704,000		

## A株（丙名義）の株式数推移表

（単位：株）

名義書換年月日	名義上の譲渡人（又は譲受人）	増減株式数	保有株式数
昭和42年4月1日		6,000	6,000
昭和43年12月1日	増資	3,000	9,000
昭和44年9月20日		2,000	11,000
〃		4,000	15,000
〃		1,500	16,500
〃		1,500	18,000
昭和46年12月1日	増資	9,055	27,055
昭和48年2月26日		7,500	34,555
昭和50年10月16日		6,000	40,555
昭和57年7月8日		5,000	45,555
昭和57年9月1日		△555	45,000
昭和59年11月30日		187	45,187
〃		17	45,204
昭和60年3月1日		625	45,829
〃		3	45,832
昭和60年8月28日		78	45,910
昭和60年9月14日		90	46,000
昭和62年11月25日		500	46,500
〃		△500	46,000
昭和63年3月1日		△27,500	18,500
平成元年3月1日		△9,000	9,500
平成2年11月26日		100	9,600
平成14年1月24日現在残高			9,600



## 原告のDからの借入金の推移（元本のみ）

順号	借入申込年月日等	借入実行日	借入金額	残高	書証
1	平成7年6月21日	07.06.23	43,000,000	43,000,000	乙13
2	平成7年8月8日	07.08.11	30,000,000	73,000,000	乙14
3	平成7年9月28日	07.09.29	45,000,000	118,000,000	乙15
4	平成7年10月20日	07.10.24	49,000,000	167,000,000	乙16
5	平成7年11月20日	07.11.22	50,000,000	217,000,000	乙17
6	平成7年12月25日	07.12.26	42,000,000	259,000,000	乙18
7	平成8年4月1日	08.04.01	△59,000,000	200,000,000	乙19
8	平成8年9月18日	08.09.24	100,000,000	300,000,000	乙20・35
9	平成8年11月26日	08.11.28	50,000,000	350,000,000	乙21・35
10	平成9年3月26日	09.03.26	△350,000,000	0	乙22
11	平成9年4月4日	09.04.07	350,000,000	350,000,000	乙23
	平成14年1月24日現在残高			350,000,000	

## 原告のEからの借入金の推移（元本のみ）

順号	借入申込年月日等	借入実行日	借入金額	残高	書証
12	平成8年3月22日	08.03.26	200,000,000	200,000,000	乙26・35
13	平成8年5月20日	08.05.27	100,000,000	300,000,000	乙27
14	平成8年9月17日	08.09.25	80,000,000	380,000,000	乙28・35
15	平成8年11月20日	08.11.29	50,000,000	430,000,000	乙29
16	平成9年3月21日	09.03.25	350,000,000	780,000,000	乙31
17	平成9年4月7日	09.04.07	△350,000,000	430,000,000	乙31
	平成14年1月24日現在残高			430,000,000	

(注) 1 「借入申込年月日等」欄は、借入申込書に記載の日付を示す。

(注) 2 順号7、10、17の「借入申込年月日等」欄は、銀行への振込日を示す。

(注) 3 「実行日」欄は、領収書日付又は銀行への振込日を示す。

(注) 4 △印の付いた金額は、返済金額を示す。

## Dからの借入れに係る作成書類

日付	作成書類名	金額 (円) ・数量等	署名 (筆跡等)	使用印章	書証
H7. 6. 20	継続的極度貸付契約書	50, 000, 000	印字	実印	甲 4
H7. 6. 21	誓約書		印字	実印	甲 5
H7. 6. 21	継続的極度貸付契約書	300, 000, 000	印字	実印	乙11
H7. 6. 21	借入申込書	43, 000, 000	印字	A	乙13の1
H7. 6. 21	担保差入証	不動産	印字	実印	乙68
H7. 6. 23	領収書	43, 000, 000	筆跡A (甲本人)	A	乙13の3
H7. 8. 8	借入申込書	30, 000, 000	印字	A	乙14の1
H7. 8. 11	領収書	30, 000, 000	筆跡A (甲本人)	A	乙14の3
H7. 8. 11	担保差入証	20, 000株	印字	実印	乙69
H7. 9. 28	借入申込書	45, 000, 000	印字	A	乙15の1
H7. 9. 29	領収書	45, 000, 000	筆跡B (T)	実印	乙15の3
H7. 10. 20	借入申込書	49, 000, 000	印字	A	乙16の1
H7. 10. 24	領収書	49, 000, 000	筆跡B (T)	実印	乙16の4
H7. 11. 20	借入申込書	50, 000, 000	印字	A	乙17の1
H7. 11. 22	領収書	50, 000, 000	筆跡B (T)	実印	乙17の3
H7. 12. 25	借入申込書	42, 000, 000	印字	A	乙18の1
H7. 12. 26	領収書	42, 000, 000	筆跡B (T)	実印	乙18の3
H8. 4. 3	不動産登記権利書返還受領書	—	印字	実印	乙70
H8. 8. 5	借入金借換え申し入れについて	14, 000, 000	印字	A	乙71
H8. 9. 18	借入申込書	100, 000, 000	印字	B	乙20の1
H8. 9. 24	担保差入証	10, 000株	印字	実印	乙72
H8. 9. 28	借入金借換え申し入れについて	45, 000, 000	印字	A	乙73
H8. 10. 23	借入金借換え申し入れについて	49, 000, 000	印字	A	乙74
H8. 11. 21	借入金借換え申し入れについて	50, 000, 000	印字	A	乙75
H8. 11. 22	変更契約書	500, 000, 000	印字+筆跡A (甲本人)	実印	乙12
H8. 11. 26	借入申込書	50, 000, 000	印字+筆跡A (甲本人)	実印	乙21の1
H8. 11	担保差入証	5, 000株	印字+筆跡A (甲本人)	実印	乙76
H8. 12. 20	借入金借換え申し入れについて	42, 000, 000	印字	A	乙77
H9. 3. 26	担保返却受証	35, 000株	印字	実印	乙78
H9. 4. 4	借入申込書	350, 000, 000	印字	C	乙23の1
H9. 4. 7	担保差入証	35, 000株	印字	実印	乙79
H10. 9. 1	追加担保差入証	23, 780株	印字	D	乙80

## Eからの借入れに係る作成書類

日付	作成書類名	金額 (円) ・数量等	署名 (筆跡等)	使用印章	書証
H8. 3. 18	継続的金融取引契約書	300, 000, 000	筆跡A (甲本人)	E	乙24
H8. 3. 22	借入申込書	200, 000, 000	筆跡A (甲本人)	E	乙26
H8. 3. 22	担保差入証	30, 000株	筆跡A (甲本人)	E	乙81
H8. 5. 20	借入申込書	100, 000, 000	筆跡A (甲本人)	E	乙27の1
H8. 9. 17	変更契約書	500, 000, 000	筆跡A (甲本人)	実印	乙25
H8. 9. 17	借入申込書	80, 000, 000	筆跡A (甲本人)	実印	乙28の1
H8. 9. 17	担保差入証	8, 000株	筆跡A (甲本人)	実印	乙82
H8. 9. 18	借用書	80, 000, 000	筆跡A (甲本人)	E	乙28の3
H8. 11. 20	借入申込書	50, 000, 000	筆跡A (甲本人)	実印	乙29の1
H8. 11. 29	担保差入証	5, 000株	筆跡A (甲本人)	実印	乙83
H8. 11. 29	借用書	50, 000, 000	筆跡A (甲本人)	実印	乙29の3
H9. 3. 21	金銭消費貸借契約書	350, 000, 000	筆跡A (甲本人)	実印	乙30
H9. 3. 21	借入申込書	350, 000, 000	筆跡A (甲本人)	実印	乙31の1

\* 「使用印章」欄のアルファベットが同じものは、同一の印章である。

## R 銀行大阪支店原告名義普通預金No. (R口座) の入出金一覧表

日付	摘要	出金	入金	筆跡	印章	書証	参考
08.03.26	振込		20,000,000				Eより
08.03.26		35,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	bへ振込
08.03.26		40,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	dへ振込
08.03.26		15,000,000		不明	E	甲10	
08.03.29		69,964,919		不明	E	甲10	Dへ
08.04.02		8,040,000		不明	E	甲10	b(代表者T)へ振込
08.04.17		18,000,000		不明	E	甲10	e(代表者T)へ振込
08.05.20		13,900,000		不明	不明		
08.05.27	振込		100,000,000				Eより
08.06.07		30,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	
08.07.08		40,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	T(i銀行/高麗橋)へ
08.08.07		10,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	
08.08.19	振込		12,891				
08.09.05		20,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	
08.09.24	振込		100,000,000				Dより
08.09.25		60,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	
08.09.25	振込		80,000,000				Eより
08.10.01		50,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	
08.10.17		40,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	
08.11.14		10,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	
08.11.28	振込		50,000,000				Dより
08.11.28		40,000,000		筆跡A(原告甲)	E	甲10	本人確認書の筆跡は筆跡B(T)
08.11.29	振込		50,000,000				Eより
08.11.29		40,000,000		筆跡A(原告甲)	E	甲10	本人確認書の筆跡は筆跡B(T)
08.12.06		10,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	
08.12.17		30,000,000		筆跡B(T)	E	甲10	T(i銀行/高麗橋)へ

\* 「使用印章」欄のアルファベットが同じものは、同一の印章である。

## 課税価格及び相続税の総額の計算明細表

(単位：円)

順号	摘要	相続人	原告	その他の相続人の合計	各人の合計額
①	有価証券		114,856,496	8,546,175,259	8,661,031,755
②	現金預貯金		85,940,986	429,704,929	515,645,915
③	その他の財産		18,690,199	1,171,140,995	1,189,831,194
④	取得した財産の合計 (①～③の計)		219,487,681	10,147,021,183	10,366,508,864
⑤	債務・葬式費用		21,063,220	105,316,100	126,379,320
⑥	課税価格(④－⑤)		198,424,000	10,041,704,000	10,240,128,000
⑦	遺産に係る基礎控除額		5000万円＋(1000万円×4人)		90,000,000
⑧	課税される遺産総額		⑥の合計額－⑦		10,150,128,000
⑨	各人の法定相続分		1/6	1/2 あるいは 1/6	1
⑩	法定相続分に応ずる金額		1,691,688,000	5,075,064,000 あるいは 1,691,688,000	10,150,128,000
⑪	適用税率等		⑩×60%－75,200,000	⑩×70%－275,200,000 あるいは ⑩×60%－75,200,000	—
⑫	相続税の総額の基となる税額		939,812,800	3,277,344,800 あるいは 939,812,800	6,096,783,200
⑬	各人の相続税額	計算式	⑫の合計額× (⑥÷⑥の合計額)		—
⑭		相続税額	118,137,987	5,978,645,213	6,096,783,200
⑮	納付すべき税額		118,137,900	5,337,008,300	5,455,146,200
⑯	申告期限までに納付すべき税額		118,137,900	5,337,008,300	5,455,146,200

(注) ⑥及び⑩欄は、端数処理をした後の金額である。

## 過少申告加算税の計算明細表

(単位：円)

摘要	原告
①当初申告における納付すべき相続税額 (答弁書別表「当初申告」欄の「納付すべき税額」欄)	0
②本件更正処分による納付すべき相続税額 (答弁書別表「更正処分」欄の「納付すべき税額」欄)	118,137,900
③加算税の基礎となる税額 (②－①)	118,137,900
④通常分の過少申告加算税の基礎となる税額 (③の1万円未満の端数を切り捨てた金額)	118,130,000
⑤通常分の過少申告加算税額 (④×10%)	11,813,000
⑥①の金額と50万円とのいずれか多い金額	500,000
⑦加重される過少申告加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数を切り捨てた金額)(③－⑥)	117,630,000
⑧加重される過少申告加算税額 (⑦×5%)	5,881,500
⑨過少申告加算税の金額 (⑤＋⑧)	17,694,500

(注)「⑤ 通常分の過少申告加算税額」とは、国税通則法65条1項の規定によるものであり、「⑧ 加重される過少申告加算税額」とは、同条2項の規定によるものである。